

東京都新宿区都市計画審議会議事録

（平成十九年九月三日）

第一三五回新宿区都市計画審議会
開催年月日・平成十九年九月三日

出席した委員

戸沼幸市、石川幹子、喜多崇介、千歳壽一、中川義英、野宮利雄、丸田頼一、酒井秀夫、長沼卓司、金井修一、吉住健一、とよしま正雄、近藤なつ子、小野きみ子、根本二郎、鹿森利眞、高田茂（代理：小坂防災指導係長）、大崎秀夫、丸山成史

欠席した委員

増田幸宏

議事日程

日程第一 審議案件

議案第二四五号 神楽坂三・四・五丁目地区地区計画について

日程第二 報告事項

- 一 都市マスタープランの改定について
- 二 東京都計画道路の変更について
- 三 百人町三・四丁目地区地区計画の変更について

その他・連絡事項

議事のでんまつ

午後二時一分開会

戸沼会長 皆さん、どうもこんにちは。

ただいまから第一三五回の都計審を開催したいと思えます。

欠席の御連絡がございましたのは、増田委員、それから消防署長の高田委員は公務のため、代理で小坂防災指導係長に出席をいただいております。

それから、本日の議事録の署名人ですけれども、石川先生、お願いします。

それでは、きょうの日程と資料について、事務局から説明をしてください。

野澤都市計画係主査 事務局です。

恐れ入りますが、日程等の確認の前にお知らせしたい件がございます。

本日、審議会の開催と同時刻に、新宿区の基本構想等の素案の説明会が開催されております。当審議会の事務局の藤牧都市計画課長がそちらに出席しております。本日欠席いたしましたことを御了承いただきたく、申し上げます。

それでは、本日の日程の配付資料の確認をお願いいたします。初めに、本日の日程でございますが、A四・一枚の議事日程をごらんください。本日は、日程第一としまして審議案件一件、それからその後、日程第二としまして報告事項が三件ございます。

資料でございますが、本日机上にてお配りしました資料で、資料一が報告事項一、都市マスタープランの改定についての資料でございます。次に資料二、これは報告事項二、都市計画道路の変更についての資料でございます。次に資料三としまして、

報告事項三、百人町三・四丁目地区地区計画の変更についての資料でございます。

また、あわせまして、前回、一三四回審議会議事録をお手元にお配りしております。

なお、審議事項であります議案第二四五号及び報告事項一につきましては、議案書及び関係資料を開催通知とともに事前にお送りさせていただいております。本日お持ちいただけましたでしょうか。

なお、議案第二四五号の資料でございますが、事前に委員の皆様にお送りしました資料に若干誤りがございます。既にお配りしました右下のページの三ページ目をごらんいただきたくと思います。あわせまして修正したものを机上に差しかえ用として、右上に差しかえ後と記してあるものをお配りしております。御面倒かと思いますが、そちらの資料を差しかえていただきますよう、よろしくお願いいたします。凡例の「神楽坂通り沿道地区」と「軽子坂沿道地区」の表示が逆になっておりましたので、その点訂正をさせていただきます。

皆様、資料はおそろいででしょうか。なければ事務局の方で用意させておりますので、お手元の方にお配りしたいと思いが、よろしいでしょうか。

以上でございます。

戸沼会長 それでは、本日の審議案件に入りたいと思っておりますので、事務局から議題の説明をお願いいたします。

日程第一

議案第二四五号 神楽坂三・四・五丁目地区地区計画につ

いて

野澤都市計画係主査 事務局でございます。

日程第一、議案第二四五号、東京都市計画地区計画神楽坂三・四・五丁目地区地区計画の決定についてでございます。資料は既にお配りしました議案書及び参考資料でございます。説明は折戸地区計画課長より行いますので、よろしくお願いいたします。

戸沼会長 では、お願いします。どうぞ。

折戸地区計画課長 会長、パワーポイントで説明させていただきます。

それでは、議案第二四五号、東京都市計画地区計画神楽坂三・四・五丁目地区地区計画につきまして、御説明させていただきます。

本件でございますが、前々回の都市計画審議会で素案につきまして、前回の都市計画審議会で原案につきまして、それぞれ御報告させていただきました。その後、都市計画案を作成いたしました。七月二十四日付けで東京都知事の同意、七月三十一日に公告し、二週間、縦覧を行いました。本地区の地区計画の内容につきましては、前回の審議会で御報告しました原案からの変更はございません。

まず、神楽坂三・四・五丁目地区の位置でございますが、飯田橋駅の西側の赤く塗ってあるところでございます。

地区計画策定の区域でございますが、東側でございますが、仲通りの中心、それから南側でございますが、神楽坂通りの中心、それから西側でございますが、大久保通りの計画道路中心、

それから北側でございますが、道路中心、敷地境界、軽子坂の中心というふうになっております。以上で囲まれた区域でございます。地区計画区域のうちピンクに塗られていますところは、神楽坂三丁目及び四丁目で、地区整備計画の区域となっております。全体では三・一ヘクタール、地区整備計画区域は二・五ヘクタールとなっております。

続きまして、地区の状況でございますが、商業地域でございます。まして、建ぺい率が八〇％、容積率五〇〇％、五十メートルの高度地区がかかっておりまして、防火地域に指定されております。日影規制はございません。

続きまして、上位計画の位置づけでございますが、平成十九年二月に本審議会から新宿区の都市マスタープランの改定についての答申がなされております。その中で、神楽坂でございますが、神楽坂周辺を「賑わい交流の心」と位置づけまして、「業務商業と都心居住が調和し、歴史的な文化・景観を保全しつつにぎわい交流機能を備えた、新しい魅力を持ったまちに誘導してまいります」、神楽坂周辺地区でございますが、「風情のある路地や坂などの文化的、歴史的資源を生かしながら、地区の防災に配慮し、良好な街並みを保全、誘導してまいります」ということで位置づけがございます。

また、写真は神楽坂通りでございますが、当地区では二つのまちづくり協定が結ばれております。一つは、神楽坂通り沿道の外堀通りから大久保通りまでの間でございますが、「神楽坂通り沿道、一〜五丁目地区のまちづくり協定」が平成九年九月に結ばれております。協定の概要でございますが、建築物の階数を六階まで、それから建築物の外観の看板や設備などに配慮

し、粋な工夫に努めるというような内容になっております。商店街としての街並みの連続性を確保するということを目的にしているということもございます。

これは本多横丁でございますが、「神楽坂本多横丁地区小粋な横丁づくり協定」というのが結ばれております。概要といたしましては、建築物の高さを十四メートル程度とし、横丁のスケール感を守りますとか、建築物の壁面の位置を道路中心から三メートル以上離して建築するとか、後退した部分につきましては歩行者空間として小粋で歩きやすい工夫をするというような内容でございます。

これは地区内の写真ですが、今回の地区計画を定めます最大のポイントでございますが、建築物の高さの最高限度を定めることです。当地区におきましては、地域住民の皆様が「神楽坂まちづくり憲章」を定め、「商業と住宅の共存したまち」でありますとか、「伝統的情緒に彩られたまち」、「楽しく散策できるまち」を基本方針としてまちづくりを進めております。

本地区では地域住民より、街並みから突出した高層建築物を制限するとともに、道路からの見晴らし空間を確保し、外壁のそろった街並みの連続性を誘導するというところで、建築物の高さの制限を早期に実施することが求められておりました。そこで、これらの内容を盛り込んだ地区計画を定めるということでございます。

地区計画の内容といたしましては、先ほど説明しました、地区内で定められておりますまちづくり協定でございますとか、地元の有志の方が平成十九年三月に出されました地区計画の要望書に基づきまして、都市計画として定めるのにふさわしい内

容として御提案するものでございます。

それでは、具体的に地区計画の内容について御説明させていただきます。お手元の議案書でございますと、右上に二四五号と記載されている資料もあわせてごらんください。

まず最初に、名称と位置と規模でございますが、議案書ですと四ページになります。名称は「神楽坂三・四・五丁目地区地区計画」。位置でございますが、先ほど図示いたしましたのが、新宿区神楽坂三丁目、四丁目及び五丁目各区内でございます。面積は約三・一ヘクタールとなっております。

地区計画の目標でございますが、地区内に残る貴重な路地景観を保全するため、街並みから突出した高層建築物の建築を制限します。また、道路からの見晴らし空間を確保することにより、良好な市街地環境の形成を図ってまいります。地区内の防災性の向上を進めるとともに、にぎわいや活気あふれる商業地と住宅地とが調和した街並みの形成を目指すというものでございます。議案書ですと四ページでございます。

区域の整備、開発及び保全に関します方針といたしまして、当地区の土地利用の方針について御説明いたします。議案書で三ページ及び四ページに記載されている内容でございます。

まず、土地利用の方針でございますが、地区整備計画内をさらに地区区分し、それぞれの地区にふさわしい土地利用を誘導してまいります。

地区の区分でございますが、画面上、紫色で示した部分、これは神楽坂通りの道路端から約三十メートルなんです、神楽坂通り沿道地区といたします。次に水色で示した部分、これは軽子坂なんです、軽子坂の道路端から三十メートルまでを軽

子坂沿道地区といたします。次に黄色で示した部分でございますが、本多横丁の道路端から二十メートルまでの部分でございますが、先ほど御説明した神楽坂通り沿道地区及び軽子坂沿道地区を除いた部分を本多横丁沿道地区といたします。最後に残った緑色で示した部分を伝統的路地地区といたします。

土地利用の方針でございますが、まず神楽坂通り沿道地区でございますが、神楽坂通り沿道地区、紫色で示した部分でございますが、粹でにぎわいのある商業施設を誘導し、商業業務施設を中心とした中高層建築物による複合市街地の形成を図るということでございます。

次に軽子坂沿道地区でございますが、軽子坂沿道地区、水色で示した部分におきましては、神楽坂界隈にふさわしい質の高い街並みを誘導し、居住施設と商業施設が調和した中高層建築物による複合市街地の形成を図ってまいります。

三番目でございますが、本多横丁沿道地区、黄色く塗ってあるところでございますが、本多横丁沿道地区におきましては商業施設が集積した活気ある街並みを維持するとともに、魅力あふれる商業施設を誘導し、商業施設と居住施設が調和した中高層建築物により複合市街地の形成を図ってまいります。

最後に伝統的路地地区でございますが、緑色で示した部分におきましては、風情ある雰囲気を持った路地景観にふさわしい魅力ある商業施設と居住施設が共存する低中層建築物による市街地の形成を図ってまいります。

それでは、具体的に建築物の整備の方針でございますが、議案書では五ページになります。

まず、商業施設と居住施設が調和した良好な市街地の形成を

目指しまして、建築物の用途の制限を定めるということでございます。次に、建築物の不燃化とあわせて防災性の向上を進めるため、建築物の用途の制限をいたします。また、街並みから突出した高層建築物の建築を制限するとともに、道路からの見晴らし空間を確保しつつ、外壁のそろった街並みの連続性を誘導するため、建築物の高さの最高限度を定めます。最後に、地区特有の路地景観を継承いたしました良好な街並みを誘導していくため、建築物等の形態または色彩、その他意匠の制限を定めます。以上が区域の整備、開発、保全に関する方針でございます。

それでは、続きまして、地区整備計画について御説明いたします。建築物等の整備の方針に基づきまして、建築物に関する事項を地区整備計画として定めましたので、その内容について御説明いたします。建築物の整備の方針に基づき、大きく分けて三項目について定めます。建築物等の用途の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態、色彩または意匠の制限の三つでございます。

まず、建築物の用途の制限でございますが、以下の建築物は建築できなくなるという内容でございます。風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第二条六項各号の一に該当する営業の用に供する建築物、いわゆる店舗型の性風俗特殊営業で、例を挙げますと個室つき特殊浴場、アダルトショップなどがこれに該当いたします。勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これに類するものでございます。これはいわゆる馬券売場で、それから、倉庫業を営む倉庫。ガソリンスタンドを含む危険物の貯蔵または処理施設、ただし敷地内の建築物の供給処理

施設に伴う危険物の貯蔵は除くんですが、ガソリンスタンドを含む危険物の貯蔵または処理施設については建築できないと。以上が建築物等の用途の制限となり、このような用途の建築物は建てられなくなるということでございます。

続きまして、高さの最高限度でございますが、議案書で五ページ、六ページ及び参考資料の七ページとなります。

街並みから突出した高層建築物の建築を制限するため、建築物の最高高さを以下のように定めます。先ほど地区区分で御説明いたしましたのが、神楽坂通り沿道、軽子坂沿道地区につきましては、建築物の最高高さを三十一メートルといたします。ただし、神楽坂通りまたは軽子坂を前面道路としない建築物の最高高さは二十一メートルといたします。また本多横丁沿道地区と伝統的路地地区の区域の建築物については、最高高さを二十一メートルといたします。

続きまして、建築物の各部分の高さの最高限度についてでございますが、建築物の各部分の高さは前面道路の反対側の境界線までの水平距離に一・五を乗じた高さ以下といたします。建築基準法におきましては、建築物を道路境界線から後退して建築する場合、その後退した距離だけ前面道路の反対側の境界線が向かい側にあるものとみなし、制限がかかり、建築できる範囲が緩和されます。これに対しまして、今回の地区計画の案の高さ制限では、道路境界線から後退しても、この高さ制限の起点は前面道路の反対側の境界線のままとなりますので、本地区計画におきましては、建築基準法におきます道路斜線の後退緩和が適用できないというようになります。これは、道路からの見晴らし空間を確保し、外壁のそろった街並みの連続性を誘導

するとということでございます。なお、この高さ制限につきま
しては、本多横丁を幅員の最大な前面道路とする建築物には適用
されないということでございます。

続きまして、建築物の形態または色彩その他の意匠の制限で
ございますが、議案書でいきますと六ページでございます。

まず、建築物及び工作物の形態、色彩その他意匠につきまし
ては、地区の景観及び周辺環境に配慮したものといたします。
次に、建築物及び工作物は、路地からの見え方に配慮し、路地
景観を損なうおそれのない落ち着きのあるものといたします。
以上が、建築物等の形態または色彩その他意匠の制限でござい
ます。

本地区計画に関する経緯でございますが、この地区はかなり
高層なマンションが平成十五年に建ったというような地区でも
ございます。平成十八年には地区計画の説明会でありますと
か、平成十九年には地区計画に関する懇談会、それから都市計
画審議会の御報告でありますとか、都市計画の素案といったも
の御報告させていただきました。それから津久戸小学校にお
きまして原案の説明会、それから五月からは原案の公告と縦覧、
それから意見書を受け付けたところ、五通、二十二名の方より
意見書の提出がございました。

七月二日に都市計画審議会では原案について御報告いたしまし
た。七月二十四日には東京都知事の同意をいただき、その上で
七月三十一日から八月十四日まで案の公告縦覧を行いました。
意見書を受け付けたところ、三通、三名の方より意見書の提出
がございました。

それでは、三通、三名の方から意見書が提出されましたので、

お手元の議案書の七ページと八ページに意見書の要旨が載って
おりますので、ごらんください。

それでは、意見書につきまして御説明いたします。まず、賛
成の意見でございますが、「江戸情緒や風情が残る神楽坂三・
四丁目のまちの形を変えないことがこの地区のまちづくりの基
本であって、高さと用途の制限をする本地区計画の早期策定の
促進を望む」ということとございまして、これにつきましては
区としても早期に実現したいということとございます。

それから、反対の意見でございますが、「当地区内は、住民
の反対にもかかわらず高層マンションや大規模店舗が建設され、
神楽坂通りの景観は甚だしく破壊された。また、近年火災が起
きた土地は五階建ての鉄筋コンクリート造の建築が竣工されよ
うとしている。恐らくことし三月に起きた火災の現場だと思わ
れます。このため、地区計画策定前に内部の保存すべき条件は
多いに改変を見ている。それでも石の歩道、戦前からのたたず
まいを残存させる小規模な区画は点在しており、その美観をも
っと整備すべきである。また、五丁目の方針区域は、恐らく近
いうちに拡幅される大久保通りの交通状況を勘案すべきである。
北側には超高層マンションが建設されているし、五丁目内部に
は景観上保存すべき建築物も街区もない。したがって、三・四
丁目と同様な設定をする条件には欠落する。むしろ規制を緩和
しつつ、近代的な都市計画を設定し、高層ビルディングを含む
都心の業務地区としての開発を計画すべきである」という意見
でございます。

これに対しまして、区の意見といたしましては、「路地景観
につきましては、地区整備計画の形態・意匠の制限におきまし

て、地区の景観及び周辺環境に配慮したものとすると定めており、路地景観は守られるというふうに考えております。五丁目は四丁目に隣接しておりまして、四丁目と連続する路地がございます。街並みが比較的似ていることから、一体で地区計画の区域としております。今回の地区計画で五丁目は方針を定めているのみで、具体的な整備計画については今後地区の住民との協働により定めていく」ということでございます。

その他の意見といたしまして、「本地区計画は単なる突出する建築物の高さを制限するだけの緩いものであり、その高さの制限についても区の絶対高さ制限より低くなるものの、路地空間と風情のある雰囲気からかけ離れたものと考えざるを得ない。建てかえにより路地の幅員が四メートルとなり、路地景観が守られないなど、このままの内容では掲げた目標を実現していくことはできないと考える。また、本地区計画がそのまま決定されるとしても、それは単なる第一歩であり、これからも神楽坂の将来を考える協働作業が行われ、より堅固な地区計画とすべく変更を加えていくことを切望する」。

これに対して区の見解でございますが、「本地区計画は地域住民からの要望を受けたもので、その要望の一つが街並みから突出する建築物を制限することである。高さの数値等についても道路の幅員、指定された容積率、現状の建築物の建築状況等を勘案し導き出されたもので、適切と考えている。道路幅員については、防災性を考慮すると四メートルが必要であり、建築物の意匠の制限により路地景観を継承した街並み形成は可能と考えている。今後神楽坂のまちにつきましては、地域住民との協働により継続して取り組んでいきます」というのが区の見

解でございます。

また、本地区計画の案に対する意見書期間前に五通、十六名、一人によります要望書が出されておりますので、報告させていただきます。

「神楽坂地区計画促進のお願い」。内容でございますが、「東京に残る数少ない花柳界の粋と江戸情緒を求めて、多くの来街者が訪れる神楽坂地区のまちの形をこれ以上変えないことがこのまちづくりの基本となる。よって、現在進められている高さ用途の制限を初めとする本地区計画の早期策定、促進をお願いいたします」。三通、十五名でございます。

それから、「神楽坂地区地区計画策定、促進のお願い」ということで、内容でございますが、「神楽坂地区の風情や景観はかけがえのないものであり、誇りにすべき歴史・文化価値が高いが、当該開発者等の当期利益のみに置きかえ、現在開発が進んでいるのはまちに対して責任を負わない行為。よって、現在進めている高さ用途制限を初めとする本地区計画の早期策定、促進をお願いします」。これは一通、一名でございます。

それから、「神楽坂三・四丁目地区計画の速やかな都市計画決定に対する要望書」ということで、「神楽坂地区における地区計画は、発展し続ける東京のまちにあって江戸情緒と風情を残しつつ、調和あるまちづくりへの展開を図るためのまちづくりの基本方針と考える。他都市の先例となるような地区計画が速やかに進められることを切望します」。一通、一人ということ、以上でございます。

それから、さらに意見書提出期間が終了した後でございますが、同じ内容で意見書が八通、五十名より提出されております

で、御紹介させていただきます。「神楽坂地区地区計画に賛成します」。「現在縦覧中の地区計画について賛成します。ぜひ早急に都市計画が進められるよう願っております。さらにこの案を進めて次のステップへと中身の濃いまちづくり計画を定めるとともに、神楽坂全域に拡大されるように切にお願いいたします」。八通、五十名というところでございます。

また、これは意見書提出期間後の八月三十日でございますが、先週木曜日なんですけれども、利害関係者五名の方より地区計画の内容について説明してほしいという要望がございまして、説明をいたしました際、意見をいただきましたので、要旨を御紹介いたします。「今回の都市計画案のうち、道路斜線制限の緩和をなくすことについて納得できない。道路斜線制限の緩和が使えないと建物が建てられなくなり、財産権の侵害につながる。特に角地では制限が厳しい。神楽坂通りに面する敷地は道路が広いので十分容積を使えるが、路地に面する敷地は道路が狭いので、現状でも容積率が制限されている。斜線制限の緩和が使えない今回の案は、そうした弱者の人たちがさらに不利益を受けるものである。原案の縦覧のときから意見を述べてきたが、結局何ら内容が変わっていない。路地地区においては二項道路の後退部分に室外機を設置している建築物がある。地区計画を定めるなら、まずこういう現状を改善すべきである。また、目標で路地景観を保全するとうたっているが、道路幅員四メートルとなつて本当に路地景観が保全されるのか疑問に思う。大阪の法善寺横丁のように路地を保全する策を講じたり、消火栓を整備するなどの努力をすべきではないのか。このような路地を守る努力を一切せず、弱者に厳しい制限をかけることは納得で

きない。現在の案の内容で地区計画を定めることに反対する。街並みから突出した高層建築物を制限するのであれば、絶対高さ制限のみを定めればよい。路地地区の地権者の意見を聞いてもらいたい。一度地区計画が決定してしまうと、今後変更するのは非常に難しくなるので、もう一度じっくりと協議をしたい。再検討を望む」というような内容でございます。

賛成あるいは反対のさまざまな御意見をいただきました。区といたしましては、このような意見も参考にしながら、地区住民の方々や、この案が神楽坂界隈の風情ある雰囲気を継承し、住宅地と商業地が調和する街並みを形成するという事に資するとうふう区として考えまして、きょう御提案するものでございます。このような地区計画の内容を定めることで、神楽坂のまちづくりを進めていきたいということでございます。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

戸沼会長 ただいまの御説明に対して御質問、御意見がございましたらお願いします。

はい、どうぞ。

近藤委員 前日も議論をしましたが、今最後にお話のあった御意見ということで、弱者に厳しいという御指摘ではあったんですけども、その意味するものというか、現状建っているものも建てられないというような計画というふうにはちょっと理解していなかったんですけれども、その点についてはどんなふうに担当者としては理解しておられるのかお聞かせいただきたいなと思っております。

戸沼会長 はい、どうぞ。

折戸地区計画課長 地区計画課長です。

これによって建築ができなくなるということではございません。ただ、制限によりまして、現状と比べまして、建物の角が削られてしまうということについてはありますが、ただ、それにつきましては先ほど言った路地空間でありますとか、そういう神楽坂の風情といいますか、路地景観等を総合的に守っていくというためには必要だというふうに考えて、規制をかけていくというものでございます。

戸沼会長 ほかにどうぞ。

はい、どうぞ。

千歳委員 大体計画の内容は前この審議会でお聞きしたとおりでしたけれども、この「伝統的路地地区」という名称は、せっつかくするんだから固有名詞を何か考えたいということは難しいんじゃないでしょうか。確かに伝統的路地には違いないけれども。

戸沼会長 はい、どうぞ。

折戸地区計画課長 都市計画の場合、確かに軽子坂沿道地区でありますとか、神楽坂通り沿道地区というのがありますので、ほかは何か名前がついているのに、「伝統的路地」というのはいかがかということがあるんですが、例えば「かくれんぼ横丁」がございますので、「かくれんぼ横丁地区」がいいのかとか、いろいろあったんですけれども、全体を網羅して考えると、やはり路地の保全ということがあったので、路地地区ということでありまして、ネーミングについては私どもも、今委員の御指摘のとおり、何かいいネーミングがないかといっているいろいろ考えたんですが、こういうことに落ち着いたという経過がございます。

戸沼会長 地元ではどういふふうに。呼び名であるのは、「粹なまちづくり」とかいろいろあるのがあるようなことではないでしょうか。

はい、どうぞ。

折戸地区計画課長 確かに部分部分ではあるんですけども、路地全体を網羅した呼び名はなくて、例えば「芸者新道」とかそういうのがあったり、それから「かくれんぼ横丁」と呼ばれているのはあったりするんですけども、そういう個々に呼ばれているものは会長がおっしゃるようにはあるんですけども、路地地区を指定してこの全体を総称して何と言うかということ、何か「料亭和可菜通り」とかそういうのも何かということ、そういうことにしたんですけれども。

戸沼会長 京都なんかではいろいろなまちがついているんですかね。あれは店構えの主なものを言っているというような感じですかね。神楽坂というと非常に名が高いので、それだけでも様子がわかると。法律的な用語というのはどうもかたくなるので、あだ名みたいなものを改めて事業の途中で出していただくというのも一案ではないかと思えます。

ほかにどうぞ、御意見がございましたら。

「拜啓、父上様」というので非常に知名度が上がって、お客がたくさんおいでになっているという話でしたけれども、そういう店がまだ残っているようで。

はい、どうぞ。

根本委員 前回欠席いたしましたして、根本と申します。すみません。常任委員会の視察とぶつかってしましまして、心ならずも欠席させていただきました。

きよう、前回の議事録を読ませていただきましたし、かなり議論されていますから、私は議案に賛成ですけれども、一九八八年ごろからあの伝統的・歴史的な街並みを何とか残せないかという、ずっとあのまちが好きで端から見てきた者なんですけれども、きのう最後だと思つて見に行つてみました。それで、私は賛成なんですけれども、あのまちが何が風情があるかという、やっぱりあの細い路地なんです。ピンコロ石と細い路地と粹な黒塀、今はもうなくなつてしまいましたけれども、「幸本」あたりとか「和可菜」あたりにかろうじて残っているんですけれども、芸者新道通りなんかは二十年前はまだ粹な黒塀があつたんです。今もう芸者新道通りも昔の面影はなくなつてしまいましたけれども。そこは折戸課長の答弁でいうと、やっぱり四メートルセットバックしますよというところ、一番いいところがなくなつてしまう。

それから、今度のおにぎり屋さん「わかまつ」も、十数年前あのおばあちゃんと話したり何かしていたんですけれども、結局あそこもやはりセットバックせざるを得ないから、大分バックして、もう既に工事が入っているんだらうな、あれ。何か掲示板が出ていますよね。ということでは、防災上、消防自動車が入らないというのは、それは戦後間もないころにつくつた話で、本当にあそこを残そうとするんだつたら地下に、何と言つて、本当にあそこを残そうとするんだつたら地下に、何と云うんでしようか、今ありますよね。よく歴史的建造物を残すのにそういう装置なんかをつくつてあるわけでしょう。そういうこととか、あるいはヘリコプターを飛ばして水をかけるとか、何かを考えて、あの路地なりピンコロ石とか、ああいうところを残すぐらいのことを区が本気になつて考えないと、そこは

もう建築基準法上だめですよという区の方が何の痛みもない形で、あそこを残そうというまちの皆さんの御努力を期待するだけでは残せない。今残っているのは、本当に部分的ですよ。ということでは賛成。だから、一日も早くこういうことをやってほしかったし、それから神楽坂の皆さんの御努力に対して本当に敬服するんですけれども、もっとやはり我々のサイドからあのまちを残すために何ができるかということも、制度的なことなんかも考えなくちゃいけないんじゃないかなという気持ち強くして、賛成と申し上げます。

戸沼会長 路地の幅は今、三メートルくらいですか。

折戸地区計画課長 現在は二メートルないぐらいのところもあります。

戸沼会長 それはいろいろ議論になつていて経過はあるんですけれども、四メートル、二項道路と称する形で全体に難儀がかかっているということなので、現状とのせめぎ合いみたいなところがあると思うんですが、何かその辺に対して御意見ございますでしょうか。

木造建築が割合に多いので、防災的なことに対する配慮はこれはこれとしてかなり重要なことなので、燃え草になるようなガソリンスタンドがいけないとかそれは当然だと思つて、その辺も含めて、この間火事があったりしたものですから、特段に皆さんの御注意が必要だと思つて、それと伝統的店構え、材料とか建築とか大きさとかその辺の問題があり、自分たちで守つていこうということなので、それが材料等々よりもかなり基本的なことであると思つて、僕は十分できるような気がしますが、ほかに御意見がございましたらどうぞ。

大体皆さんご存じの状況で、さらに地元が長い間かかって検討されたことの成果だということ、いろいろ意見書等々でも賛否の議論もあつたようですけれども、全体としてはいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

石川委員 もちろん全体としてよろしいと思うんですが、建築物などの形態または色彩その他の意匠というところがございませぬ。地区計画なのでこれぐらいしか書けないのだから思うんですけれども、ちょっとスライドを見せていただきますと何かやっぱり、そうは言ってももう看板がすごかったり、色ももう少し具体的に、例えば景観地区とか、要するに景観法ですらに考えると、もつときちんとしたことができるわけですよ。そういう意味で、地区計画は長年の御議論の中のいわばその第一歩だと思ふんですけれども、これを基礎にしてもつときちんと伝統的なまちを宣伝させていくというふうな、そういうこととに関しては区としてはどんな御方針をお持ちか、伺っておきたいと思ひます。

戸沼会長 はい、どうぞ。

折戸地区計画課長 今、石川委員からお話がございました。これは、地区計画ではここまで定めると。景観法のお話がございましたが、今、東京都と新宿区で景観法によります景観行政団体になるための同意協議を事務レベルで行っておりますので、景観行政団体になった暁には、やはり新宿御苑でありますとか、神田川でありますとか、落合でありますとか、この神楽坂でありますとか、そうしたところは今委員がおっしゃられたように色彩でありますとか、細かく規制していけるというふうな考え

ておりますので、これを一步といたしまして、さらにまちがよくなつていくというようなことを景観法なども活用いたしましてやることは考えてございます。

石川委員 景観行政団体になるのがどうしてこんなに時間がかかるのか、これはちょっと余分な話かもしれませんが、景観法ができてからもう二年ぐらいたちますよね。やっているところはもうどんどんやっているわけで、一番のネックというのは何なんですか。景観行政団体になぜ区がなれないのか。

折戸地区計画課長 この神楽坂地区計画と直接は結びつかないんですが、今、景観行政団体に法律で自動的になるのは都道府県と、それから政令市でありますとか、中核市でありますとか、かなり大きなところについては自動的になるんですけれども、その他の市町村に対しましては、その都道府県と協議をしてなるということでございました。

ただ、都道府県の中で、東京都はみずから景観計画をつくつて、四月一日からもう既に運用しているわけです。そうなつてくると、新宿区も景観条例によって景観行政を行っておりますので、新宿区が条例によって行うものと、それから東京都が景観法に基づいて行うものと、今両方やっています。その中で、東京都の計画を新宿区に委譲していただいて、その上で新宿区の話をしなればいけないというふうになっていきますので、新宿区といたしまして、まず東京都が新宿区も含めてつくつてしまったので、それをいただくというような協議を今しているところでございます。そのところ、そこ、ちょっとほかと違った形になつているので、東京都は四月一日から施行していますので、それを今、都と協議をして、新宿区が景観行政団体になるため

の事務的な協議をしているということでございます。

戸沼会長 なるような方向で動いていることは確かですよね。
折戸地区計画課長 おっしゃるとおりです。

戸沼会長 時間を少し早めていただければと思います。
もし御意見がなければ採決したいと思います。賛成の方、
挙手をいただきたいと思えます。

〔賛成者挙手〕

戸沼会長 ありがとうございます。皆さん賛成ということ
です。

それでは、次の報告案件に入りたいと思えますが、事務局お
願います。

日程第二

報告事項一 都市マスタープランの改定について

~~~~~

野澤都市計画係主査 事務局です。

日程第二、報告事項一、都市マスタープランの改定について  
でございます。資料は、新宿区基本構想素案・新宿区総合計画  
素案と事前にお配りした冊子でございます。それから新宿区総  
合計画案、これは図面の抜粋。それから本日追加で資料一の都  
市マスタープランの改定についてでございます。説明につきま  
しては、都市計画部長、永島より御説明いたします。

戸沼会長 はい、お願いします。

永島都市計画部長 都市計画部長の永島でございます。

まず、資料一でございます。資料一をお開きいただきますと、  
一ページ目に正誤表がございます。素案に誤字ございました

ので、正誤表を添付してございます。恐縮ですが、この場で訂  
正の御報告をさせていただきます。

今回の都市マスタープランの改定に当たりましては、新たな  
試みとして、都市マスタープランとこれまでの区の基本計画と  
を一体的に作成をいたしまして、新宿区総合計画として策定す  
るものです。このため、まず総合計画の構成などについてパワ  
ーポイントで御説明をさせていただきます。あわせて事前にお  
送りいたしました素案も御説明を申し上げます。

計画全体の構成です。本計画は基本構想・総合計画・実行計  
画の三層で構成されています。まず基本構想があり、次に基本  
構想を受けて総合計画があり、さらにその総合計画を受けて実  
行計画があるという三層の構造になっています。基本構想はこ  
れからの新宿区が進むべき方向性として「めざすまちの姿」を  
明らかにするもので、総合計画は基本構想に示す「めざすまち  
の姿」を実現するためのまちづくりの方向性と区政運営の方向  
性を示すものです。また、実行計画は総合計画に示した施策を  
具体の事業として計画的に実施していくために策定するもので  
す。基本構想の素案は、基本構想審議会の答申を踏まえて策定  
しています。また総合計画の素案につきましては、基本構想審  
議会の答申及び日本都市計画審議会の答申を踏まえて策定いた  
しました。

計画の期間ですけれども、基本構想はおおむね二十年後の平  
成三十七年を想定して定めています。また、総合計画は平成二  
十年度から二十九年度の十年間を計画期間としていますが、都  
市マスタープランについてはおおむね二十年後を展望した計画  
となっております。実行計画は総合計画の期間である十年間のう

ち、平成二十年度から二十三年度を第一次実行計画の期間としています。基本構想の素案は、基本構想審議会の審議を踏まえて策定したのですが、今後の新宿区の進むべきまちづくりの方向性を示す都市マスタープランの上位に位置づけられるものですので、都市マスタープランについて御説明する前に説明をさせていただきます。

素案の二ページにお示ししていますが、素案では新しい基本構想の根底を貫く考え方として、三つの基本理念を掲げています。一つ目は「区民が主役の自治を創ります」、二つ目は「一人ひとりを人として大切に作る社会を築きます」、三つ目は「次の世代が夢と希望を持てる社会を目指します」です。

「めざすまちの姿」です。素案の三ページになります。これらの三つの基本理念を踏まえて、おおむね二十年後を想定した新宿区の「めざすまちの姿」を『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」と定めました。「新宿力」とは、これまで新宿が培ってきた豊かな地域の力であり、新宿に集まる多くの人の持つ未知のエネルギーです。また、自分たちのまちは自分たちで担い、自分たちでつくり上げたいという自治の力をあらわしたものです。

素案の四ページにございますが、まちづくりの基本目標です。この「めざすまちの姿」の実現に向け、「区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち」など、六つのまちづくりの基本目標を掲げています。

計画の体系です。素案の十一ページになります。これらの基本目標の実現に向けて、都市マスタープランにおいて区のめざすべき都市の骨格やまちづくりの方針を示しています。総合計

画の目的は、基本構想で示す「めざすまちの姿」を実現するためのまちづくりの方向性と、そのまちづくりを推進し、支える区政運営の方向性を示すものです。そのため、総合計画は「まちづくり編」と「区政運営編」の二編で構成しています。また、総合計画はこれまでの基本計画と都市マスタープランを一体化した計画として策定しています。

続きまして、総合計画のうち、都市マスタープランの部分について御説明をいたします。

都市マスタープランの最も重要な部分であります将来の都市像「めざす都市の骨格」について御説明をいたします。素案の十七ページになります。基本構想で掲げる「めざすまちの姿」を受けて、おおむね二十年後を展望した都市基盤等の主にハード整備に関する将来の都市像として、「暮らしと賑わいの交流創造都市」を掲げています。そして、将来の都市像を実現するための「めざす都市の骨格」の考え方として、一、新宿区に蓄積されてきた多様性を生かしていく。二、まちの記憶を活かし、次世代に引き継いでいく。三、地域の個性を活かし区民が誇りと愛着をもてる新宿を創っていく の三つを示しています。

都市構造図でございます。その上で素案の二十一ページにもあります、新宿区の将来的な都市機能や都市施設等の基本的な骨格として「心(しん)」、「軸(じく)」、「環(わ)」の三つを位置づけ、都市構造図のとおり示しています。「心(しん)」は新宿駅周辺、高田馬場地区、四谷地区、神楽坂地区などの駅周辺の「賑わい」や「交流」を先導する地区を、「軸(じく)」は明治通り、新宿通りなどの都市活動を支える幹線道路やその沿道を、そして「環(わ)」は神田川や新宿御苑周辺などの都

市に潤いを与える水辺やみどりのつながりを位置づけています。都市マスタープランの部分は、答申でいただきましたように部門ごとの方針であります。まちづくり方針、また、地域別まちづくり方針で構成しています。部門ごとのまちづくり方針は、お示ししますように、「土地利用の方針」、「都市交通整備の方針」、「防災まちづくりの方針」、「みどり・公園整備の方針」、「景観まちづくりの方針」、「住宅・住環境整備の方針」、「人によさしいまちづくりの方針」の七つを柱として定めています。また、地域別まちづくり方針は、特別出張所を基本の単位として、お示している十の地域に分けて地域のまちづくり方針を示しています。

現在、区では、この素案をインターネットや窓口配布などにより公表し、パブリックコメントを実施しています。また、八月二十八日から九月七日まで十カ所で説明会を開催しています。これまで三カ所で説明会を開催し、合計で百二名の方々に御参加いただき、御意見をいただいております。区民の皆様の御意見、都市計画審議会の御意見などを踏まえまして、今後必要なところは修正をしていく予定です。

続きまして、素案の答申からの主な変更点、今後の改定スケジュールについて、都市計画主査の小林から説明をさせていただきます。

小林都市計画主査 都市計画課の小林でございます。答申から素案に変わる主な変更事項、それから今後の改定スケジュールについて御説明をさせていただきます。

最初に、主な変更事項でございます。資料一の三ページをござらんください。左側の二列に、変更した部分の素案でのページ

と該当する表題を記載しております。右側には変更の内容を記載しております。

まず、変更事項の一つ目です。構成についてでございます。変更の内容は、総合計画の最初に「新宿区総合計画の概要」を追加し、計画の位置づけや役割、計画期間などを明確にいたしました。また、先ほど都市計画部長からも説明がりましたが、計画の構成を「まちづくり編」と「区政運営編」といたしました。このほか、基本構想、基本計画との語句の統一のため、「地区別まちづくり方針」と言っていたものを「地域別まちづくり方針」といたしました。

次に、九ページになります。新宿区総合計画の概要です。繰り返しになりますが、総合計画の目的、位置づけ、役割などを明確にいたしました。

次に、素案の十七ページです。めざす都市の骨格でございます。基本構想の「めざすまちの姿」や「まちづくりの基本目標」を受けて、都市マスタープランの都市構造図へと一体的につながるように構成を工夫いたしました。具体的には、「都市構造」と言っておりましたけれども、基本構想の「めざすまちの姿」という表現を受けて、「めざす都市の骨格」といたしました。

次に、八十七ページ、まちづくり方針です。各まちづくり方針を見ていただきますと、平成十八年に実施いたしました土地利用現況調査の結果がまとめてあります。このような調査の集計を活用いたしました。各方針に係る図表を加えるとともに概況を記載いたしました。また、住宅マスタープランなど各まちづくり方針に係る関連計画を列挙することにいたしました。

した。

次に、九十二ページの四行目になります。土地利用の方針でございませう。土地利用の方針において地区計画等のまちづくり制度を活用する場合には、適切な土地利用の転換が図れるように記載を追加いたしました。

次に、百ページからの都市交通整備の方針です。百九ページになりますが、いただきました答申では地区内主要道路の幅員をおおむね八メートル以上ということでしたが、さらに望ましい幅員といたしまして、十二メートル以上という記載を加えたところでございます。このほかにも道路のモータリゼーションの特性に合った駐車場整備のルール化の検討などの方針を追加しております。

次に、百十七ページからの防災まちづくりの方針です。具体的には、百二十五ページに災害からの早期復興を図るために有効な地籍調査、これを進めることを方針に位置づけました。

次は、百四十一ページからの景観まちづくりの方針です。百四十五ページ、表の一番下になります。絵画館等の歴史的建造物を中心とした眺望景観や新宿御苑からの眺望景観の保全について方針を追加いたしました。

次に、百五十一ページからの住宅・住環境整備の方針です。百五十五ページ上の表の二つ目の欄になります。子育て世帯への居住継続の支援について追加をいたしました。

次に、百五十六ページからの人にやさしいまちづくりの方針です。バリアフリーの考え方をさらに進め、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めていくことを記載いたしました。

最後に、百六十一ページからの地域別まちづくりの方針です。

地域別まちづくりの方針には、地域の成り立ちや図表を用いて地域の概況を加えました。また、答申に記載がありました「まちづくりのソフト施策等」につきましては、都市マスタープランが基本的に都市整備などのハードに関するまちづくりの方針であることから、例えばホームレス対策などの基本計画や区の事業に記載されている内容は、削除いたしました。その上で、地域が主体で進めるソフト施策や取り組みについては、「地域が主体に進めるまちづくり」として記載をいたしました。百六十七ページ下にありますが、四角く囲んである部分がこの「地域が主体に進めるまちづくり」の部分でございます。

続きまして、資料一の一四ページ、これからの総合計画の策定スケジュールについて御説明をいたします。総合計画のうち、都市マスタープラン部分の改定の工程表になっております。総合計画の素案は八月三日に決定をいたしました。八月二十五日の広報紙に素案の概要を紹介するとともに、都市計画課などの窓口で素案を配布しております。また、このほかにもホームページでの公表、区内の十の地域での説明会を現在開催しているところで、九月二十五日までパブリックコメントを実施しております。さらに、スケジュール表の一番下にございますが、東京都と道路管理者という欄があります。法定計画でございますので、現在、東京都また道路管理者としての国道事務所に協議をしているところでございます。

本日は九月三日ということで、一番上の行の九月三日、都市計画審議会への素案の御報告ということで表に記述しております。これから来年四月の計画のスタートに向けて素案を区案、そし

て決定という手続に入っていきたいと思っております。

これからの予定ですけれども、区では都市計画審議会の御意見、またパブリックコメントによる区民の皆さんの御意見を踏まえまして、必要な修正を行い、十一月月上旬の都市計画審議会への付議を考えております。そして、今年中に都市マスタープランを改定する予定でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

戸沼会長 この都市マスについては、私どもで審議をして答申を出したと、そういうことを受けて、区側としては少し実務的に詰めて、実効性のあるものにしたという段取りだと思っております。何か御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

千歳委員 この都市計画マスタープラン、これは今まで十分検討して、内容的にはこれでいいんじゃないかと思うんですけれども、それで、きょういただいた素案なんですけれども、これもよくできているんじゃないかなという感じで見て、それで、内容というよりは形式的な話になるかもしれないんですが、まず、それぞれの地域別まちづくり方針のところ、データをたくさん入れていただいて、これは非常に結構なんです。例えば百六十三ページの四谷地域まちづくり方針で、こういうような地域の事情、こういったものを入れていただいて、これはいいことだと思えます。それから、その次のページに地域別昼夜間人口、それから土地利用面積構成比の推移とか地域別事業者数というように非常に結構だと思えます。

ただ、これにつきまして、百六十四ページの図がどういう理由でこういうふうになっているのかなというのがちょっとわからないんです。というのは、例えば土地利用面積構成比の推移というのは、これはほとんど地域で入っているんですけども、地域によっては抜けているんです。それから、あとは重複しているところがあるんです。どうして十地域のうち二カ所と同じことを入れなきゃいけないのかなというように、どういう基準でこのように掲載されたのかなと。

ですから、土地利用面積の構成比を全部に入れていただくというのは、それはそれでわかりやすくいいんですが、そのほかに、例えば百六十四ページならば昼夜間人口と、それから地域別の事業者数を入れたと。その次の百七十二ページでは、今度は人口・世帯数の推移、それから住宅種別の図面、こういうふうになっているんです。ですから、こういった図が全体を通してどこかで一カ所になっているとわかりやすいんですけども、これがダブっているところがあるんです。なんでダブったんだらうと。ですから、そのところは、全体を通した見方で図もお出ししているんですが、そうじゃなくてあくまでもそれぞれの地域・地区を中心にしたら、どうしてもこの表がこの説明には一番ふさわしいんだと検討なさった上でそうなさったなら、それはそれでいいかと思うんですけども、その辺のところ、どうなのかなというのがちょっと疑問というか、もしできればコメントをわかりやすい基準で入れていただけると、その方がたくさんデータが入って、よりわかりやすくなるんじゃないかなと感じたところです。

それから、これは何かここで言うのもどうかという気もす

るんですけれども、将来の計画がここに書いてあるんですけれども、この語尾を見ますと、何々「していきます」、「何とか「します」というのと、「していきます」というのと、「いきます」が非常に多いんです。これを見ますと、「図る」というときは「図ります」と書いてあるので、図るときだけはそういうふうにするのかなと思ったら、「図っていきます」というのもあるんです。ですから、何かこう、別に大したことじゃないのかもしれないし、文字通り言葉尻をとらえてあげたらうというようなことで恐縮なんですけれども、例えば「いきます」と「ます」とで、何か言葉として若干ニュアンスの違いがあるのかなんとかというので、具体的に言うと「そうなる」ということとかもしれませんが、すぐ手をつけようというのは「ます」と言い切って、「いきます」というのはちょっともう少し間を置くという違いなどを微妙に使っているのかなと思ったりしたんですけれども、別に大したことじゃないと言われるかもしれないんですけれども。

それともう一つ、これは前にどうなんだろうという疑問と、それから何かいいアイデアないのかなということで話をしたことがあるんですけれども、「まちづくり」というのが違った意味で出てきちゃっているんです。例えば三ページの目次でいきますと、「まちづくりの方針」というこの「まちづくり」と、それから二ページの方の「まちづくり」と、同じ「まちづくり」という平仮名なんですけれども、二ページの方で言っているのは、大きくまち全体のソフトもハードも含めての「まちづくり」、それに対して三ページの方の「まちづくりの方針」というのは、ほとんどハードに限定されたような言葉の「まち

づくり」なんです。ですから、何かこれ、まちの形の方だけでまちの形づくりということなのかななんていうような気もするんですけれども、何かちょっと言葉を違えなきゃいけないんじゃないのかなという、疑問とも意見ともつかないようなことを前に申し上げたような気がしたんですけれども、やっぱりこれはこれでしょうがないんですか。いい言葉が考えつかないといけないのかなと。一応、そういうことで……。

戸沼会長 はい、どうぞ。御意見も入っているようです。小林都市計画主査 都市計画課の小林でございます。今、三点御質問があったと思います。

まず一点目の御質問ですけれども、地域の特性がわかると思いますか、図表のまとめ方の件でございます。今回この図表につきましては、その地域の特性がわかるようなもの、そういうものを十地域比較した中で特につくったものです。実はここには記載していませんが、最終的には十の地域がきちんと比べられる図表も資料としてつけていきたいと思っております。

それから、二つ目です。「図っていきます」とか、語尾の書き方についてです。が、実はこれにつきましては、基本的に何とか「していきます」というような形で表現を統一しようとして、基本計画の所管部署であります企画政策部とも話をしてきたところなんです。しかし、まだ若干の言葉の使い方についての調整ができていないところも実は正直言ってございますので、そこは最終の区案の段階でまとめていきたいと思っております。

最後に、「まちづくり」という言葉についてです。目次の二ページ、三ページを見ていただきますと、確かに「まちづくり」という言葉が至るところに、千歳委員がおっしゃるように

出てきております。この「まちづくり」という言葉も、基本計画では漢字の「街づくり」という言葉も当初あったり、都市マスタープランでは、平仮名を使うところもあったんです。しかし、そういう中で、一つの計画としていくからには、「まちづくり」という言葉も統一して一つの言葉にしていこう。また、やわらかいという意味では平仮名にした方がいいんじゃないだろうかということ、平仮名に統一しているところがございます。確かに部門別のまちづくりにつきましては、まちづくり方針では都市整備に関することを主に書いてあるわけですが、今回は新たな試みとして、地域が進めるまちづくりということで、「地域ぐるみの住民の交流を進めます」とか、ソフト的な部分も多少入っているところもございますので、そういう中で言葉は「まちづくり方針」でいかがかなというところで調整をしてきたところでございます。

戸沼会長 はい、どうぞ。

千歳委員 確かに非常に難しいだろうということはよくわかるんですけども、とりあえずはハードとソフトを込みにした「まちづくり」の方と、ハードだけの「まちづくり」も、若干ハードが強く打ち出されてもソフトも含むから、これで何となくわかるからいいだろうと、こういう感じなんでしょうか。そういうことでやむを得ないということですか。

戸沼会長 僕から一つ、今度の都市計画マスタープランの扱いが、今までと非常に変わったわけですね。それは、基本構想・基本計画と一緒にやったというのが非常にユニークで、これは本邦初という売り込みだったので、ハードをやるときにソフトも考えなきゃいけないよというようなことがちょっと底流にあ

ったりしてこうしたと思うんですが、法律的には自治法と、それから都市計画法と、二つの違う体系のものがあったので、それを使い分けなきゃいけないというようなことがちょっとあったり、それから、その辺を一緒にしたことについての外部の反応・評価はどうですか。何か非常にそれがうまいよという形のこと……、その辺まだ浸透していかないからわからないかな。どうぞ、説明を。

小林都市計画主査 都市計画課の小林でございます。

今、会長からお話もありましたけれども、今回の取り組みにつきましては、素案の説明会の中で、区としてもこういうハード・ソフト的なところも含めて書く、また区民が進めるまちづくりという部分についても書くということ、取り組みに一定の評価はしていただいていると考えているところです。そういう御意見もいただいているところです。

戸沼会長 評価はまだはつきり出ていませんか。だめだという話は聞いたことはないけれども、これからの運用次第ということでしょうかね。

もう一つ、セクションが分かちやうと、なかなか部署同士で話し合えないけれども、つくる段階で企画と都市計画と一緒にやったと。そこも意見がいろいろあったけれども、とにかく一緒にまとめていく途中で余りセクション、縦割りにならないようにやってくださいという御注文があったような気がします。そのことも含めてだと思っております。これは私の意見半分だけれども、何か御意見があればどうぞ。

小林都市計画主査 都市計画課の小林です。

今回の試みといたしましては、これの下に実行計画がぶら下

がつておりまして、その中でも都市マスタープランの言葉を使  
ったような具体的な計画事業も出てきております。そういう意  
味では、都市マスタープランが今までよりも、絵に描いた餅と  
比喻されている部分もございましたけれども、それがもつと現  
実的な実行計画に反映されていくということが、今回、審議会  
の試みによりましてできたのかなと思っておりますのでござい  
ます。

戸沼会長 これからの運用を实效性あるものにしていただき  
たいと。

ほかに御意見ございましたら、どうぞ。

石川委員 百二十九ページをちょっと見ていただきたいんで  
すけれども、私はみどりとか水とか、玉川上水を復活しましよ  
うとかいろいろやっているもので、気がつかなくなつたんですけ  
れども、真ん中に表があつて、緑被の推移ということで、水面  
がありますよね。水面が平成十二年に十二・八八ヘクタールあ  
つて、五年後の平成十七年に八・九七ということで、二・五五ヘ  
クタールも減っているんですよ。本当に今の今まで気がつか  
なかつたんですけれども、一体二・五五というのは、もともと  
十二ヘクタールぐらいしかないわけですから大変な数字で、こ  
れは一体どこが減つたんですか。

小林都市計画主査 都市計画課の小林でございます。

今回、この数字につきましては土地利用現況調査のデータを  
もとに、これは土地利用にもございますけれども、申しわけご  
ざいませ、八十七ページをござらんいただきたいと思ひます。  
八十七ページに土地利用の面積の構成比が書いてございまして、  
平成八年と平成十八年、直近の土地利用現況調査のデータを比

較したものになっております。この中でも水面につきましては  
約二・四ヘクタール減つてることになっております。この調  
査は業者の方に委託をし、実際に現場を調査していただきます  
その誤差が積み重なつてできたと思つています。これはいろい  
ろ調べてはみたんですけれども、実際に水面が直接減つてい  
るところは見受けられませんでした。

石川委員 それはやつぱりどこかに書かないと、これを普通  
の人が見たら、私も今びつくりして何つているわけで、本当に  
〇・一ヘクタールの水面をつくるのだから四苦八苦しているわ  
けですよ。ですから、土地利用はもうとにかく全体でしよ  
けれども、みどりというのはかなり厳密にやっていますから、  
特に新宿区は屋上緑化の先端的な区ですし、新宿区が口火を切  
られて東京都に波及したわけですから、そういう意味ではみど  
りに関しては極めて実績のある区ですから、その基本になるデ  
ータが五年前と今と比較検討できないというのはおかしいと思  
いますよ。

戸沼会長 それは調べてみて、また機会があれば……。

小林都市計画主査 はい。再度精査させていただきます。

石川委員 お願いします。

戸沼会長 わかつた段階でまた。

小林都市計画主査 はい。また御報告させていただきます。

石川委員 減つてはいないですよ。

小林都市計画主査 減つてはいないです。

戸沼会長 減つてはいるはずないよね。

石川委員 減つてはいるはずないですよ。

戸沼会長 ほかにありましたら、どうぞ。

はい、どうぞ。

丸山委員 区民選出の丸山でございます。

私は、今回の素案については、皆さんの英知と非常に長い時間をかけてつくられたということで、おおむね賛成でございます。

一点確認なんですけれども、今回こちらの都市マスタープラン改定についての三ページにあります「人にやさしいまちづくりの方針」、百五十六ページ、バリアフリーを考えてということがあるんですけれども、こちらについては、例えば他の区とのインターフェースと申しますか、ほかの区とのやりとりというのはどのように考えられているのでしょうか。

つまり、人というのが移動するという前提に立ちますと、バリアフリー的なものというのも新宿区だけで考えるよりも、他の区と同じような、似たようなものでつくっていった方がその人にとってはやさしいかなと。もしそういう他の区との調整とかが既にされているような経緯があったら、そういうところを教えていただければと思いますし、もし過去にそういうことがないのであれば、そういうことも一つの課題として加えていただければなと思うんですけれども。

小林都市計画主査 都市計画課の小林です。ユニバーサルデザインのまちづくりについてということでもよろしいでしょうか。バリアフリーにつきましては、新宿区でもこれまで委員会を設けながら取り組んでいるところでございます。ユニバーサルデザインのまちづくりにつきましては、来年度、実行計画にもございますけれども、区として取り組んでいこうというところなんです。

ユニバーサルデザインの、例えば場所によってマークが違ったりとか、いろいろな問題もあると思いますので、そういうところは東京都もユニバーサルデザインのガイドラインを策定しておりますので、その事例なども調査し、今後調整を図りながらやっていこうと思っております。

丸山委員 ありがとうございます。

戸沼会長 ほかによろしいですか。そういった御注文があれば、まだ時間があるから、いろいろ言うていただく時間があると思いますけれども。

どうぞ、喜多先生。

喜多委員 こういうことを申し上げていいのかどうかわかりませんが、新宿駅を中心としたまちづくりというのが、実際にいたしまして、南口のところの発展を見ますと、新宿区だけじゃなくて渋谷区の方の発展にもなっております。行政区画でもって新宿区と渋谷区が分かれているわけですが、まちそのものの一帯としては、渋谷と新宿が一体となったまちづくりになっているということがあるわけでございます。

新宿区のまちづくりにつきましては、それはいいんですけれども、やはりこれからはそういう枠を超えて考えていくようなことが必要ではないかなと思うわけでございます。これができるかできないかというのはいろいろ問題があるのかと思えますけれども、ぜひそういうものを、長い何十年先のことを考えるならば、そういうことも考えながらまちづくりをしていただきたいなと、思うわけでありまして。一言だけ入れていただければいいかなと思います。

戸沼会長 はい、どうぞ。周辺区との協議、調整。

小林都市計画主査 都市計画課の小林でございます。

確かに委員の御指摘のとおり、新宿区につきましては、南側すぐの道路を隔てて渋谷区ということ、ここは他区と言いつつも、もう新宿区の一部であるというような地域であると思っております。

そういう中で、今、まちづくり方針の二百四十一ページのまちづくり方針図の中にもございますけれども、環を少し南側にはみ出るような形で、駅周辺全体としてまちづくりをやっているところ、また審議会の答申からお願いしていただいておりますけれども、二百三十八ページの道路・交通のページにございますけれども、新宿駅東口、西口、南口の駅前空間の充実ということで記述しています。渋谷区側の都市マスタープランを書くことは難しいものですから、そういう中で書き方はしています。また、数日前に伺ったんですが、東京国道事務所が今、南口の大規模な開発に着手しているところでございますので、その開発でも何かやってもらえないかとか、そんなお話もして行く中で、この都市マスタープラン素案の御紹介なんかもしているところがございます。

戸沼会長 あれは、前にも私も自分で議論したと思えますけれども、ここだけ新宿だけぽこつと出さずに、周りの周辺区の地図の中に入れたらどうだということで、多少はそれと似たこともやられたようですけれども、具体的な今度の南口あたりなんかをウオッチングして、渋谷ともちよつと話をしなきゃいけない。結構難しいんですね。隣のところに行つて資料をもらうのも難儀をするとか、何で新宿のために渋谷が協力をしなければ

いけないと言ったとか言わないとかあるので、しかし実際はそういうことですので、今、喜多委員の言われたこともひとつよろしく願います。

ほかにどうぞ。はい、どうぞ。

近藤委員 一つはつくりについて伺いたいんですが、先ほどデータの話もあつたんですが、今後の変更もまたあるという話だったので、このつくりとしては現状とか過去何年前とかという数字は載っているんですけども、要するに今後十年、二十年後の計画を立てているというものですよね。それについて具体的な例えば目標数値があつた場合に、それがここに書き込まれているものがほとんどないんです。ですから、それは今後どういう取り扱いをしていかれるのかなと。

例えば学校の適正配置計画なんかをつくる際には、これまでの人口推移がこうだった、それから今後こういふふうになるだろうからこういふ計画だといふふうにおおむねそういう人口推計ならばそういうものを立てた上でまちの様子とか形態とか、中身を考えていくというのが普通の考えじゃないかなというふうに思っていますので、その辺のところの今後の予定とか検討ぐあいについて一つ教えていただきたいと。

それからもう一点、意見的な部分もあるんですが、これから私たちも今月の二十五日までには区民の皆さんと一緒に必要な意見は言っていくということになります、やはりこの都市マスタープランと一般的な基本構想が一緒になったということで、どちらかというやつぱりハードを中心とした計画に見える部分、やっぱ一部分もありまして、なっているように見える部分、やっぱインパクトが強いというふうに思っています。ただ、

日々私たちが暮らしていく中で、まちの形態そのものも大切なんだけれども、やっぱりソフト面、行政ですから、そこも見えるようにしなくちゃいけないというふうに思うんです。

ですから先ほど、例えば各地域別のまちづくりの中で出ていた意見について、ソフト面の計画について外したという話もたしか御説明の中にあつたような気がするんですが、私はその辺はもつと見えるように本来はすべきだというか、地域の中で強い意見としては見えるようにしていくべきだろうなと思う部分もあるんですが、今回はそうしたけれども、今後も見えればその辺はどのような検討になるのかなというところについて、まず二点、ちょっとお伺いをしたいんですが。

戸沼会長 はい、どうぞ。

小林都市計画主査 都市計画課の小林でございます。

三点あつたと思います。まず一点目が、政策指標でございます。政策指標につきましては、資料の方になりまして、二百五十七ページから資料になっております。この中で、平成二十九年度の目標値、また項目によりましては都市マスタープランの将来目標、例えば二百六十五ページを開きただけです。しょうか。そうしますと、「災害に備えるまち」というところに、住宅の耐震化率の目標値を定めております。ここで、平成二十九年度の目標値、また都市マスタープランとしての将来目標値を書いてございます。この中に都市マスタープランのも幾つか書いておりまして、これを目標に都市マスタープランを今後進めていくことで考えております。

次に、二つ目の人口推計でございますけれども、人口推計につきましては、内部の話で恐縮なんですけれども、基本的に基

本構想・基本計画の部分で人口の推計は出すことになっております。今後素案をまとめる段階までには、人口の推計も出てくると思っております。素案のページにもございますけれども、上から五行目に「我が国は今、急速に少子高齢化が進み、人口減少が始まるという」というようなことで、区としてもこれから人口減少が進んでいくという推計が出ていると聞いておりますので、素案の段階にはなると思いますが、今後お示しできると思っております。

それから、三点目のソフト面についてでございます。今回の都市マスにつきましては、基本的には都市マスというのは、冒頭にも申し上げましたけれども、都市整備等のハードに関する法定計画ということで、ソフト的な部分というのは本来余り位置づけられないものになっております。そういう中で今回、新たな試みとして地域のソフト施策についても御意見を伺う、それについては都市マスの法定計画には入れられないけれども、基本計画の部分でホームレス対策などの記載があるところで、そちらの方に反映をさせているところでございます。今後、また十年、二十年後に改定されることになったときに、どうなるのかはそのときの検討になると思えますけれども、住民の意向を踏まえながら、特に地域別まちづくり方針をつくっていくことを今後考えていかなければいけないと思っております。

戸沼会長 今のことで補足じゃないけれども、私から質問させていただきます。

マスタープランをつくったと、それから二十年先のことは予測もできないし、どういうことになっているかわからないけれども、非常にありたいと思う姿を書いてみた。しかし、そこ

にリアリティがあるデータをいっばい入れて、殊に人口みたいなものとか、特性みたいなのを入れ込んだと。非常に長い意味で、ある程度持続的に動くであろうというようなことで入れたと。それで、あと三年、五年は行政が責任を持ってやらなきゃいけないよということ、ローリング計画のように実施計画があるでしょう。その中で確実に前進をします。ひよっとすると間違ってもいいので、それは時代の状況によって少し変えようじゃないかという文言もたしか、私も心配になってちよつと入れてあるので、時代の大きな変化についてはそのときに見直そうという、その辺のことじゃないかと思うんですが、どうですか。

小林都市計画主査 都市計画課の小林です。

今、会長からお話しいただきましたけれども、将来の見直しということにつきましては十ページに書いてございます。十ページの計画の期間です。「ただし、社会経済状況等の変化に対応し、必要に応じて見直しを行うものとする」ということです。

戸沼会長 それともう一つ、私が非常に気にしているのは人口問題で、日本全体がずっと減っちゃうと。今一億二千万ぐらいあるのが一億になって、ひよっとすると百年後には五千万ぐらいになると。それは明らかに、東京圏はどんなデータを見ても余り動かないんだけど、地方は物すごいんですよ。それが地方格差問題で今、日本じゅう大きな問題になっているということなんです。

都市圏の人口推計、殊に新宿がどうだというシナリオは、どうも一つのシナリオではないんじゃないかと。二つぐらいのA

シナリオ、Bシナリオぐらいで、子供がいなくてやっぱり減っちゃうと。だけど外国人がいっばい来るので全体としてはいいとか、住む人のイメージの扱いは、シナリオが二つか三つちよつとやってもらいたいなという気は個人的にするので、非常に興味深いところで、それを含めて区も考えてほしいというのが私の希望です。

ほかにどうぞ。私ばかり言い過ぎたようですね。どうぞ、何かありましたら。はい、どうぞ。

近藤委員 今の点で、人口のところは「素案で」というふうにおっしゃったように聞こえたんですけども、もう既に素案なわけですよ。

小林都市計画主査 区案です、失礼しました。

近藤委員 それは、ぎりぎりのところという……。

戸沼会長 今までのデータを集めて、それから推測するほかないので。

近藤委員 今言われたように私も、シミュレーションも幾つかの方法があると思うんです。自然発生的に新宿区の開発を進めていった場合と、区が計画的に水辺やみどりやそういったものを確保していった場合の理想とするというか、そういう意味ではもっとあるんだと思うんですけども、そういう部分では一つでというふうには思わないんですけども、そういう意味でも、この問題というのは、かなり地域ごとにまちづくりのそれぞれが皆さんイメージを持って議論をされてきているんだと思うんです。だから、さっき言ったハードの部分だけここには載せたいというお話もあって、それ以外のソフトの部分は別の基本構想の計画の中だということもお話もあるんですけども、それ

が両方にうまくリンクしているんだというところをきちんと盛り込まないと、議論してきた人の身になった場合、そこは何か置き去りにされていくような気がしますし、やっぱりまちの一住民からすると、いろいろなものがあるから「まち」なので、その辺のところはやっぱり見てわかるような計画というものは、多分目指した方向はその点だと思いますので、その点はぜひ、今後最終的に完成するという……。

戸沼会長 その意味で言えば、これは二つの審議会で審議したんですね。都市計画審議会と基本構想審議会というのをつくってやったんだけれども、基本構想審議会は、解散しちゃっているんです、多分。そうすると、これ全体を議論する主な部隊は、ひよつとすると都市計画審議会なので、余り遠慮せずソフトのこともここでウオッチングして、どうだこうだと言うのも僕はいいんじゃないかと思うんだけれども、基本構想審議会は、続くんですか、続かないんですか。その辺はどうでしたっけ。区議会の先生方の方がわかりだと思えますけれども。

根本委員 もう答申しましたから。

戸沼会長 審議会としては終わりですよ。

とよしま委員 終わっています。

戸沼会長 だから、議会があるので、議会の中でまたそれは主に議論されるというふうに思います。

ほかにどうぞ。いいですか、大体……、どうぞ。

小野委員 注文を申し上げるというのでもいいんですか。

戸沼会長 いいです。

小野委員 もう終わっちゃったと言えれば終わっちゃったんですけれども、うちの横にあった屋敷森がもうばっさりなくなっ

て、もう全部なくなってしまいました。ところが、みどりの審議会や何かの、審議会というのは一体何だろうと思わせられたのが、ことし、中落合二丁目にあった屋敷森も突然、保護樹林や何かがばっさり切られたところがあるんです。それが年末だったからということ、みどりの審議会まで待たないで、臨時に委員の皆さんを招集したら九人ぐらいしかお集まりにならないだけども、そこでもう事後報告というような形で、その樹木が全部切られるということを報告なすって、それでなくなっただけです。だから、下落合四丁目のタヌキの森の場合は緑のトラスト基金とか何かやって、マスコミも取り上げてくれたりして有名だったから四年半もつたけれども、片っ方の方はそれにも匹敵するぐらいの森だったんですけれども、そういう運動がないうちに、地域の人たちが大変だと騒いでいるうちにはささりなんです。

だから、緑被率というのは、ここにも出ていて、水辺と緑被となっていてますけれども、今度はずっと見てみると、新宿区は、もう七つの森のうちの一つ、落合地区はみんな個人の住宅の森なんです、そのみどりは、それをあきらめちゃって、そこは後に建つ集合住宅の屋上のべたーつとしたじゅうたんのような屋上緑化でもみどりということにしていくんでしようか。芝生か何か等を樹木と同じようにみなしていくとしか思われませんか、もうね。そういうふうに……。

戸沼会長 タヌキの森は前々回でしたか、お話しになって、トラストでちょっと頑張ってみたけれども、難しかったということは私も聞いていましたけれども、その辺は……、みどりの審議会のことは僕はちょっとよくわからないんですけど、そ

の辺りですか。何かお答えがあれば、答えていただいて。

小林都市計画主査 都市計画課の小林でございます。

みどりの審議会は、私が聞いているところでございますけれども、新宿のみどりは減少傾向というところで、特に住宅地のみどりが減っているということです。

小野委員 そうですね、猛然と減っています。

小林都市計画主査 これは危機的、大変だということで、今後、地域のみどりをいかに広げていくか、また少なくとも減らさないために、どうしていかうかということをも、審議が進められていると聞いております。

戸沼会長 都市マスについてはこうありたいという意味で、今度の都市マスはかなり、石川先生もおられて、みどりとかそういうことで主張されて、かなり方針としては屋上緑化も漸進的にやったとか、区としてはかなり前向きな姿勢で取り組んでいると思うんです。

具体的な地域になると、私権のある、財産権を持っている住民というか地権者との話し合いと周りの方々の住民の問題ですから、そこはある程度地区住民の力関係というだけども、そのこの地区の方々の民意でもって運動をしていくと。区は精いっぱいこの方針を書いたので、サポートすると。金でもあれば買っていたかどうかというケースもあり得ると思うんですけれども、大体概して値段が下がるケースが多いようなので、ウオッチングしながら、いろいろな委員会を活用しながらやるのかなと。審議会というのは万能じゃないんですね。相当やってみて限界があつて、望ましいことを精いっぱい言う。その中で本当にだめだと、かなりいろいろな制限、制約等があると思うんです。

どうぞ。

邊見環境土木部長 環境土木部長の邊見でございます。みどりの審議会を所管しております。

みどりの審議会、小野委員からありましたが、まず一定の成果は、いろいろなみどりの保護という意味で上げてきていると思っております。おっしゃられた件は多分、刑部邸のことかなという気がするんですが……。

小野委員 刑部さんじゃなくて、中落合のもつと上の……。邊見環境土木部長 昨年の十二月に、確かに審議会で報告をさせていたでいるんですが、急遽年末に開いたというよりも、年度の予定からすれば十一月ごろに開く予定だったものが少し後ろにむしるおくれたために、年をまたぐわけにもいかならぬということの設定をさせていただいたという経緯がございます。

会長がおっしゃるように、審議会はなかなか一定の限度がありまして、保護樹木についても給付をするというんでしょうか、保護していただいている方に一定の補助金を出すことによつて、それも少しインセンティブとして、保護していただいているということ、みどりの保護に一定の成果を上げていっている一方、一方で切っちゃいかんということ、それぞれのいろいろな相違点とか売買だとか個別の事情もありませんので、その中でも切っちゃいかんということもなかなか規制できないという面もあつて、我々としては非常に歯がゆい思いをしているということもありません。

いずれにしても、みどりの審議会の中も含めて、あるいは都市計画制度ということを活用するということになるでしょうが、

広い観点からみどりの民地も含めた保護というのをやっていきたいと思っております。

以上です。

小野委員 もう言いませんけれども、今度、本会議での質問の方にしようと思いますが、本当にこのみどりの問題というのは、二十三区の区町会で今度、東京都と国に対して樹木の保存について応援してくれというような要望をなさるようでございますから、その辺とも見合わせながら、できたら審議会が単なる保全樹木や何かの解除の報告だけで終わっちゃうような短時間の審議会じゃなくて、審議委員の皆さん問題意識持って集まっているんだから、その方同士の討論があるぐらいの審議会、特にこれからみどりの問題は緊急ですよ。そういう内容にしたいだけるとうれいんですけれどもね。

戸沼会長 ほかの審議会の要望ですので、お聞きいただいて。それじゃ、ほかの案件が二つくらいあるので、できれば。御注文がありましたら……。

住吉委員 一つだけいいですか。

戸沼会長 はい。

住吉委員 すみません、すぐ終わります。特に回答は結構です。

今のとちよつと関連するんですが、住宅地で緑が減っているという話だったんですが、住宅地の中で例えば神社仏閣とか、それに類するような似たような施設というのは割合樹木が多く残っています、その敷地内には保護樹木ですとかそういうものもあって、みどりの保全を一応区の方も頼んだりとかということも若干ありながら保存してきているんですが、ただ落葉樹の

場合、葉っぱが落ちてくるんです。それをほったらかしじゃなくって一応、神社なら神主さん、あるいは禰宜さんがやつたり、お寺ならお寺の人が片づけたりやるんですが、それを東京都が清掃事業をやっていた時代というのは、これはみどりのためだからというので持つていってこれたんですが、最近各自治体に清掃事業が移管されたので、今度は三袋以上出した場合は事業所としてお金を払ってくださいとなってます。すると自分たちは協力しているつもりだし、確かにないところに出ないので神社らしくないんですが、熊野神社みたいな場所であれば、それはおさい銭とかいろいろ寄附金も集ったりするんですが、住宅地のちよつとした神社仏閣みたいなところはなかなか集まってこないもので、そういうところのみどりをどうやって保全していくことができるかというのを、ちよつとマスタープランの中にも少し触れられていたので今言いましたが、考えていただければなと思っております。

戸沼会長 またみどりの審議会でも御討論いただいて……。みどりの審議会は丸田先生もおられますし……。

丸田委員 私は関係していませんが、私は環境審議会の方で……。

戸沼会長 そうですか、失礼しました。

とにかくいろいろ御注文が出たので、ここで吸収できるものはして、ほかの審議会と分担するところはするという段取りでお願いたいと。いいですか。

それでは、次の日程のやつであるので、それに進んでもらいたいと思います。はい、どうぞ。

~~~~~

報告事項二 東京都計画道路の変更について

野澤都市計画係主査 事務局です。

日程第二、報告事項二、東京都計画道路の変更についてです。資料につきましては、本日お配りしました資料二をごらんください。説明は都市計画課、青木施設係長よりいたします。青木施設計画係長 施設計画係の青木と申します。よろしくお願ひします。

時間が残り残されていませんで、簡単に御説明します。お配りしましたA三の資料二の最終ページをごらんください。ここに環状第二号線整備イメージという図がございます。この図面の上に都市計画変更区間二・一キロという表示がございます。今回報告させていただく内容としましては、平成五年七月に都市計画決定を行いましたこの都市計画道路について、当時は東京都の中央卸売市場、築地市場が現在地において再整備の予定であったため、築地市場の地下を通過する構造として、中央区晴海四丁目から港区東新橋一丁目までの区間について構造形式を地下としたものですが、その後、平成十三年十二月に築地市場の豊洲移転を盛り込んだ「第七次東京都卸売市場整備計画」が策定されまして、こうしたことから勝どき地区における避難ルートの拡充など、防災性の向上や、築地市場跡地における土地利用の増進等がありまして、構造形式を規定計画の地下から地表及びかさ上げ方式に変更しようとしたものでございます。これに伴いまして、線形及び幅員を変更することになりました。新宿区につきましては、この資料の三ページ目でございます。変更概要というのをごらんください。変更としては六項目にご

ざいます。今申し上げました構造形式の変更というのが、晴海四丁目から築地五丁目の地下式が地表式とかさ上げになったために二番以降の影響が出て変更をすることになりました。ただし四番目の項目車線数の決定につきましては、直接この構造形式の変更とは関係なく、都市計画法施行令の改正（平成十年）により、新たに都市計画決定要因に車線数が加わったため、今回あわせて変更するというものですので、直接何か区に対して都市計画変更上の影響が出るといったものではございません。

もう一度かんたんに申し上げますと、一番の構造形式の変更によつて六項目の変更になりますが、当区に関しては車線数の決定ということがかかわってくるということで、平成十年の都市計画法施行令の改正に伴う車線数の要件を明示することになり、この際あわせて行うというものでございます。

以上です。

戸沼会長 ちよつと僕から聞きますけれども、新宿区については実態的には変更はないということですか。じゃ、六車線は六車線でいいんですか。

青木施設計画係長 ただ、車線数が六車線と明示されるといふことです。

戸沼会長 そうですか。今までも六車線ですか。六車線を六車線として明示したということですか。

青木施設計画係長 そうです。

戸沼会長 そうですか。これは都決定ですね。

青木施設計画係長 東京都の計画決定です。

戸沼会長 それについて意見を私どもは区長に……。

石川委員 これ、日時が書いていないんですけれども、いつ

の都決定ですか。

青木設計画係長 一次が平成五年です。その後平成十三年に築地市場の移転にともなう卸売市場整備計画が策定されました。

石川委員 いや、今出ているから、要するに地下から地上の変更で最終的に決定したものはいつになるんですか。

青木設計画係長 今年度告示する予定だということですが。

戸沼会長 今年度告示したいというのを……。

石川委員 したいというだけですよ。

これは、ご存じのとおり築地市場の移転に関しては土壌汚染の問題があったり、それから中央区ははっきりこれに反対していますから、ですからちよつと今伺ったんですが……。

青木設計画係長 環境影響評価を待つて告示するというところで、昨年度照会があったことが一年間延びたというのは、これは環境影響評価の評価を待つてということ……。

戸沼会長 これは東京都の都市計画審議会が決定する案件でしょう。

青木設計画係長 そうです。

戸沼会長 それは近々あるので、その前に各関係……。

青木設計画係長 意見照会が当区にありました。

石川委員 だから、これはまだ昔の平成十三年の、要するに地下から地上にしましょうということ、その後いろいろもめているわけですよ。ですから、要するに私が……。

青木設計画係長 直接うちは関係ないんですけども……。

石川委員 関係ないんですけども、これが決まったのかなと思つてびっくりして見ているわけで、これはですから……。

戸沼会長 意見照会があったと。

石川委員 意見照会で、これから審議をするということですよ、東京都の都市計画審議会です。

戸沼会長 そうです。

青木設計画係長 東京都の方で十月四日に都市計画変更決定を予定しているそうです。

石川委員 それで意見照会を関係各区にしているという、そういうふうには理解してよろしいですね。

青木設計画係長 ええ、そうです。

石川委員 わかりました。

戸沼会長 はい、どうぞ。

中川委員 新宿区に関連するところがはっきりしなかったので、その点を教えてください。要は新宿区の場合で言うと、外堀通りが該当するわけですね。それで外堀通り、今回新宿区に関連するのは車線のところで六車線という明示をされると、その事柄が新たに審議会としてはつけ加わる話になると思うんですが、新宿区内の外堀通りのところはすべて六車線なんですよ、それとも一部四車線の区間があるのか。すべて六車線と考えていいか、その点です。

青木設計画係長 全部六車線でございます。

中川委員 六車線は今、概成されているということですか。

青木設計画係長 未整備区間が実はありまして、本塩町から、ちよつと見づらいいんですが、この区間の拡張はまだということですよ。

近藤委員 この地図だとどこからどこなんですか、もう一回言ってください。

石川委員 意見照会なんだから、ちゃんとわからないといい

が悪いと言えないです。

青木施設計画係長 ちよっと見づらいんですけれども、ここからここまで未整備……。

近藤委員 地名で言うとは何でしょう。

青木施設計画係長 本塩町から神楽坂通りの交差点まで未整備……。

戸沼会長 何キロですか。二キロぐらいあるのかな。

青木施設計画係長 そんなにないですね。距離は一キロちょっとというところでしょうか。

中川委員 せいぜい二キロだな……。

戸沼会長 そんなものですね。あとは意見照会でどういうふうに返答すればいいか、御意見ありましたらどうぞ。

青木施設計画係長 申しおくれましましたけれども、支障なしという事で回答してございます。

戸沼会長 御意見があったら、せつかく聞かれていますんだから。

新宿については問題ないんでしょう、恐らくね。計画決定しているし、未整備なので、六車線にするということを書面ですべて書くということだから。これ全体についてどうこうという意見も言っているという事はないんですね。殊に中央区が大いに問題にしていると思いますので、これはまだなかなか結果が出ないので。

はい、どうぞ。

根本委員 きょうしかないわけですよ。十月四日というところ。

戸沼会長 はい。

根本委員 僕はこれ、ただ報告で、ああそうかという話で終

わるのかなと思つたら、区の意見照会ということで、ここが支障なしという話を出さなくちゃいけないとすれば、ちよっと問題ですよ。だって、何がきょうこれを審議するということか、議論しているのかというのがわからないんですよ。今の二区の話で、我々新宿区の都計審はその範囲しか意見を言つちやいけないのか、あるいは地下化から高架化するようなことに対して、それからさつき先生が言われたような話なんかがあることについて、何もしないで支障なしと言つたら、東京都は中央区を除いてほかは全部支障なしということに逆になつちやうわけですよ。

我々の意図は、やっぱり中央区の築地の移転の問題はもうちよっと慎重にやつてほしいというのがありますよ。そういうことも抜きにして支障なしというふうにとられちゃうと、これはまずいような気がするんです。だからもうちよっと、荒っぽくやらないで、事前にそういうことなんですよとかなんか言つてもらわないと、ただ僕はこれ、聞いておけばいいのかと思つただけなんです。

青木施設計画係長 もう一度説明させていただきますけれども、都より区に意見照会がまずありました。これはいわゆる車線数の決定のみの軽微な変更等を求められている意見照会です。ですので、それに対しては事前に東京都に対して支障がない旨の回答を行いました。車線数の変更についての意見照会があったということですよ。

根本委員 だったら、そういうのを一枚くつつけてくれれば話はわかるんだけれども、事後承認みたいな話だとちよっとまずいんじゃないのと思えます。

以上です。

石川委員 今、根本委員がおっしゃったようなこの都市計画案の理由書というのが全部書いてありますよね、築地移転の。このことに関しては、新宿区としては何も言う権利はないということですか。そこがとても大事だと。だって、理由書でこう出ているわけですよ。

青木施設計画係長 意見照会に対して答えていますので、全体計画に対してこの場で議論したものを東京都へ返すという予定はしておりませんが。

近藤委員 それができるかできないかと聞いていますよ。

青木施設計画係長 両方とも含めて……。

石川委員 私は、根本委員の御意見はとも正論だと思うんです。それで、この築地の問題にしても、それから高架化することによって中央区は、晴海とかこのあたりの住宅がもう大変なことになる。要するに環境悪化、反対しない方がおかしいというぐらい大反対ですから、それは中央区のことでは知らないよということなのか、よくわからない……。

青木施設計画係長 言ってみれば各区の問題だと考えています。

石川委員 そういうことですよ。

青木施設計画係長 それは中央区のこととして考えています。近藤委員 他人事だね。そういうんじゃないですよ。

戸沼会長 今のところ、割に大事なことはないかと思うんです。私は、手続的には今言ったことと少し違うんじゃないかと思うんです。それは、これはやっぱり東京都の道路変更について、東京都決定で、区長への意見照会だと思うんです。区長

がこれを受け取って「結構です」というふうなことをする場合には、自分の担当区の問題と同時に、全体についても意見をある程度言うことを言われているように思うんだけど、部長、その辺少しちょっと確かめないと。

永島都市計画部長 そうですね、どうもすみません。

戸沼会長 本日に報告事項なのか、その辺を。

しかも、大丈夫ですよと区がもう既に報告しているところとがいかどうか、多少問題だというふうなふうにちょっと思うんですけれども、ちょっと少しはつきりしてもらいたいな、そこ。

小野委員 本日にその通りですよ。

千歳委員 ちょっと素朴な質問なんですけれども、この二ペーシの右側の方にいろいろな街路と交差するという交差の仕方が書いてあるんですけれども、放射第六号線と立体交差とありますよね。そうすると、新宿区に関係するのは放射六号線ですよ。ここが立体交差になるんですか。

青木施設計画係長 いや、そうではなく今回の意見照会については、再三申し上げているように、車線数が記載されていることに関して。

千歳委員 だって、これは前からこうなっていましたか。

青木施設計画係長 車線数の項目ですよ、環状二号線の。

構造形式の変更の項目でしょうか。

千歳委員 これに、幹線街路放射第六号線と立体交差と書いてありますね、構造のところ。これは前から決まっていたんですか。六号線と環状二号が立体交差するというのは。どこかあの辺に……。

青木施設計画係長 このことは確認していませんけれど

も……。

千歳委員 あの辺で立体交差することになりますよね。さつき説明していただいた。

戸沼会長 意見照会の範囲が特定できればそれでいいので、ちよつとその辺だけ。

永島都市計画部長 すみません、都市計画部長です。

実はちよつと今の意見照会の内容でございますけれども、東京都市計画道路幹線街路環状二号線に関して、照会文が石原知事から私ども新宿区長の方に八月十五日付で来てございます。

その内容でございますけれども、「別添計画案の通り変更したので、都市計画法第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により貴区の御意見を伺います」ということで、私どもの方に「都道府県の都市計画の決定。都道府県は関係市町村の意見を聞き、かつ都道府県都市計画審議会の議論を経て」ということで、関係市町村の意見ということ、私どもの方に回っております。

戸沼会長 意見照会が来たと。

永島都市計画部長 はい。その範囲につきましては、特段この中に記載はしてございません。ただし、私ども事務局といたしまして、今回につきましては私どもの区にかかわる部分のみの照会における回答というふうに受け取って、そういうことで事務局から御説明した形で回答しているということでございます。

戸沼会長 それでいいわけですね。そういうふう限定して……。

永島都市計画部長 私どもはそういうふう東京都からのも

のを受け取って、回答したところでございます。

戸沼会長 そういうことを僕らはここで報告事項として承るということですね。全体のことじゃないんですね。

永島都市計画部長 はい。すみません、ちよつと説明が及びませんで、申しわけありません。

石川委員 今の御説明ですと、意見照会に関してはここをというふうには特定はされていない……。

戸沼会長 全体についても意見を言ってもいいよと。

石川委員 それは、ですから都市計画審議会の事務局の御判断で車線だけにして、お書きになったと。

永島都市計画部長 すみません、ちよつと私の言葉が足りませんでしたが、「関係市町村の意見」ということでございますので、この路線が一本の長いものですので、私どもの方の区域の部分があったので照会があったというふうには受け取ってございます。ですので、私どもの区域がない区については、ほかの路線の別の部分については意見を言うことがございませんので、私どもといたしましては、私どもの中の意見ということに限って御回答したものでございます。

戸沼会長 我々としては、そういう意識でいいわけですね。

中川委員 今のお話でいいと思うんですけども、実は何が言えるかという、幅員は決まっています。それで、車線を決めますから、自動車用の車線は新宿区としては二車線にしますと意見としては出せるわけです。二車線にするというのは何かというと、一本の線としての環状二号線の機能をそれほど自動車重視ではなくします。要はこちらの市場のところに関して余り車が入るような形にすべきではないですよという類、ちよつ

と非常に乱暴な言い方をしていますが、そういった点からすると市場のところと新宿の関係するところが、道路でいうと離れてはいますけれども、のど元をぎゅっと絞るという作業をやってしまうと、このリング自身の性格というものが変わってしまうというようなどころでの意見は言えると思うんですが、基本的に言うと、のど元のところに関して新宿としては意見を基本的には言う話だと思っんです。

外堀通りからすると、新宿にとって、それをぎゅっと絞っていったいいものかというところ、やはり今の車線を、ほかのネットワークとの関係もありますから、車線が六車線というような形というのはいいだろうということに、僕なんかはなるんですけれども。

戸沼会長 六車線を二車線というのはちよつと乱暴だからね、その議論は別になっちゃう。交通量みたいな問題があるので。

問題は、私もが、事務局の説明だと、新宿区に関する部分について特段どうだという意見照会だという判断なので、もしそうだとすれば、それはそれでいいですか。もう既に答えは報告したようですけれども。

はい、どうぞ。

近藤委員 根本的なことなんですけれども、これはそもそも審議会への報告事項なんです。こういうのは諮るべき事項では全くないと。やっぱりこちらに諮って支障がないというふうに議論を経てということではなく、事務局が独自の判断で決定していいという中身のことなんです。その辺はどういう作業になりますか。

青木設計画係長 それも含め検討しましたが、今回の案件

は軽微なことで判断しまして報告事項とさせていただきます。

戸沼会長 正式な意見照会だから、これはやっぱり審議事項におさまった方がいいんじゃないのかね。報告事項というのはちよつと。正式な意見照会だから。これは事務局で判断すべき内容じゃないね。どうですか。改めて、だから……。

永島都市計画部長 申しわけありません。私どもの方が判断をしたということですが、今の会長の御意見の通り、本来、私も日常的業務の中でそれなりに軽微なものでも来てございますので、すべてそれを審議事項にするというのは煩雑かというふうに考えまして、判断をいたしたところでございます。ただし、こういった本来、都市計画審議会の方に諮るべきものということでございますので、改めて審議案件とし、内容についてご審議をしていただきたいと思います。

戸沼会長 特にやっぱり今大きな問題になっている部分も含むので、それでは、議案としてはひとまず議決をして、ただその中で、私もとしての今の仕切りとしては新宿区に關係する部分には特段問題はないよということに限定して答申を出すなら、それはそれでいいんじゃないんですか。どうでしょう。

近藤委員 支障がないとしたその理由がよくわからないというか、確かに現状は今四車線で、未整備で、今後六車線。あの幅のまま六車線にするよ。

青木設計画係長 拡幅後六車線になります。

近藤委員 拡幅して六車線にするということですね。そうすると、私は今のままで大変あそこは渋滞が起こっているし、交通量も多いし、バイク等も今、あそこはまっすぐな車線です

ので相当スピードを出して走っている部分で、怖い部分なんです。仮に拡幅したからといって、六車線という流れが今後、将来にわたっていい方向なのかということには、これは議論が分かれる問題だと思っんです。だから、やっぱり単純に支障がないというものなのかどうかというのは非常に疑問が残るといっか、私自身はちよつとどうかというふうに思いますので、やつぱりちよつと皆さんの御意見もいただいた上で、全体のことを私も含めて言いたい部分はありますけれども……。

戸沼会長 まず、新宿区に係る部分について御意見ありましたらどうぞ。ま、いいよということであれば、それで行くしかないですけれども。

千歳委員 先ほどこよつと言っただんですけれども、要するにこれは放射六号と立体交差ということだとすると、どういっ構造の立体交差を計画しているのか、環状二号と放射六号が立体交差と書いていますよね、二ページの右下のところ。ですから、立体交差の構造というのは、かなり非常に大きな構造物をつくるということになりますので。

戸沼会長 内容の確認ということですね。

青木設計画係長 今の御質問についてですが、六車線の形態、それから立体交差の部分、じゃ、どういっ形で議論する場があるのかということだろうと思っますが、一応計画路線が六車線だということになりますので、この場で議論する場ではないといっふうに思っっているんですが……。

戸沼会長 実態の説明を求めているので、それについてきちんと説明をしてくださいといっことです。審議とかなんとかじゃないんです。審議をする前提になる事実関係を今質問してい

たので、それについて答えてといっことです。

永島都市計画部長 すみません、ちよつと事務局が手間取っておりまして、あいすみません。

戸沼会長 在来計画変更は別にあるといっことではないといっことだけれども、その在来計画といっのは一体何かといっことを聞きしているの。

余り時間がかかるようだったら、もう一っ報告事項が残っているの……。

今すぐ今の千歳委員の御説明をちよつと不正確に答えても困るので、実態を調べて、事実はどうだといっ事実関係で、推測するに、在来の計画路線を変更するわけじゃなくて、計画路線の車線を明記するといっのが私たちの範囲だと。それに限定して、今度、築地の問題をやりだすときつと一時間かかつちゃうような気がするの、ただ、我々の議論としてはそこに限定してよろしいといっ判断をして、あとほかの意見があれば、それを出して……。

石川委員 私は、先ほど喜多委員も渋谷区との関係とかいろいろおつしゃつたんですけれども、やつぱり都市計画といっのは関連していますから、あなたはあなた、私は私といっ、何かそうじゃなくて、こういっふうに理由書にちゃんと書いてあるので、平成十三年十二月に云々といっ、その後のいろいろな状況の変化を踏まえて慎重に検討されたいとか、それぐらいのこととは附帯意見をつけて、別に反対・賛成じゃなくて、状況が変化したんだと。現状に土壤汚染とか大きな問題になつていてから慎重に対応されたいとか、そのぐらいの応援を中央区にしてあげてもいいんじゃないかなといっ気はしますけれども。

戸沼会長 どうですか、今の御提案。ほかに何かありますか。僕らもちょっと判断できないような状況が確かにあるので。

石川委員 「慎重に検討されたい」ぐらいのことは言ってもいいんじゃないでしょうか。

小野委員 その通りだと思います。私は絶対賛成。

青木施設計画係長 すみません、時間とらせまして。要は立体化だけが決まっていると。その内容については図面から読み取れませんので、近藤委員から質問がありました、こちら側に何メーカーというように、簡単に片側に寄せた形になっておりませんので、これも今すぐ説明ができません。申しわけありません。

そこは調べまして、どういたしましょうか……。

戸沼会長 それは後で、そこについては、それでいいと思います。

永島都市計画部長 すみません、都市計画部長です。

大変申しわけありません、先ほどちょっと申し上げた内容に間違っているところがございます。

本計画についての東京都の都市計画審議会の開催日程でございますけれども、九月十一日というふうなことでございます。大変申しわけございません。

戸沼会長 じゃ、もう一週間だから、意見照会ですね。

永島都市計画部長 はい。

近藤委員 でも、もう一度出し直してというか、やっぱり意見を追加されても、できるならばお願いしたいなと思いますけれども。

戸沼会長 それか、部長の先ほどの御提案で、審議事項とし

て上げて、改めて意見を聞くということにして、ちょっと御議論していただきましょう。

根本委員 それなら意見があるんですけれども。

戸沼会長 はい、どうぞ。

根本委員 あそこの拡幅案なんてまるで考えてもみなかった話で、あそこをどうやって拡幅するのかと。堀のところに桜がずっときれいに植えてあるんです。それで、近所の人たちがみんな管理したり何かしてやっていて、私も年に一回掃除に行っている。だから、そういうことを軽微なことだから支障ないという神経自体が問題なんですよ。そんなこと言ったら、さっきのみどりの話だって同じようなことでバサツとやっちゃう。

だから、大事なことなんだという認識が何かを持たないと、僕はしよつちゅう「荒つぽいから、荒つぽいから」と言っているんだけれども、これは今聞いたら、軽微な問題じゃないですよ。

戸沼会長 そのことも含めてちょっと御意見を……。

根本委員 だからそうすると、もう出しちゃったというんだつたらどうしようもない……。

戸沼会長 いや、それは改めて審議ということにかけましたので、それと別に私どもの審議事項としての判断を、これは区長に対する私どもの答申ですから、そのことは言っていることだと思うんですけれども、六車線問題は既に決まっていることだからということなんでしょう。だけど、実務として四車線を六車線にするときにそういう問題があるよということですから、それは四車線にしようという議題……、その辺どうですか。

根本委員 最低でも、さっき先生が言われたように、慎重にとかなんとかと入れてもらわなかったらどうにもならないです

よね、支障ないという話じゃ。

戸沼会長 附帯意見を何かつけるといって格好にしておきましようか。文言は少し慎重がいいか、それともさっきの渋谷区並みの、例えば全体の考え方の中で整合がとれるようにしてほしいとか、ばらばらじゃなくてしてほしいとか、そのあたりで附帯意見をつけますか。どうですか、中川副会長の御意見をちょっと伺って、多少……。

はい、どうぞ。

野宮委員 進行上の発言で今、中川委員との話なんですけど、部長さんの先ほどの説明はどういうことですか。報告事項を審議事項に変えるというんですか、変えないというんですか、はっきりしてください。今議論しているのは報告事項ではないのですか。

戸沼会長 いや、今言っているのは、部長の発言を受けて、これを審議事項として処理しましょうよという判断を私が提案して出したので、審議事項に変えております。

野宮委員 審議事項ならそれなりの準備をして、資料を出してもらわないと。質問に答えられないような審議の仕方は次回ということにしたらどうですか。

戸沼会長 次回というのは、九月十一日に決定するのに、意見も聞かれないで済んじゃうから、何か今言っておかないとしようがないんです。

野宮委員 臨時の委員会を開くよりしようがないじゃない。

戸沼会長 きょうそれをさせてもらうと。中川副会長、それでいいですか。きょう審議案件とし、審議事項として議論をする、附帯意見をつけると。いいですか。それで、附帯意見をつ

けるのに何かちょっと文案を少し一緒に考えていただくということ……。

野宮委員 ただ、事務局がすっかりやってもらわないと、都民が迷惑ですよ。

戸沼会長 それは私からも、事務局よろしく願います。

永島都市計画部長 はい、申しわけありません。

戸沼会長 では、そういうことで、附帯意見は中川さんと私で少し考えさせていただくということではよろしいですか。

時間が大分進んでいますので、もう一つあるものですか、それをしてほしいと思います。じゃ、次お願いします。

報告事項三 百人町三・四丁目地区地区計画の変更につ

て

野澤都市計画係主査 事務局です。

報告事項三、百人町三・四丁目地区地区計画の変更についてです。資料につきましては、お手元にお配りしました資料三でございます。地区計画課長、折戸より御説明いたします。

折戸地区計画課長 それでは、資料三というA三のペーパーが配られていると思いますが、百人町三・四丁目地区の地区計画の変更（原案）についてということでございます。

これにつきましてでございますが、百人町三・四丁目地区の地区計画は、既に平成二年に決まっております。百人町の三・四丁目地区は、地区の一部が広域避難場所に指定されたということとを契機といたしまして、道路や公園の整備と不燃化促進の

まちづくりということが進められてまいりました。今お話し

ましたが、平成二年に広域避難場所としての機能強化と良好な居住環境の保全及び改善を図ることを目的に地区計画が都市計画決定されて、この計画に基づきましてまちづくりが進められてきました。

その中で、地区計画の区画道路2号というのがございます。具体的には、地区計画変更（原案）の一番右側の太い縦の黒い線でございます。西戸山公園2号地のところを西戸山タワーホームズの西側を南北に走って、西戸山中学校の南側から東側へと走っている道路でございます。この区画道路2号につきましてでございますが、当初の地区計画の決定といたしましては幅員十二メートルで整備することになっておりまして、新宿西戸山中学校の建設に際しましては整備される予定でした。しかし、学校南側の道路につきましては、公園側に有効な幅員を確保できないんですが、学校東側の道路、資料三では、「この区間の区画街路の幅員を十二から十に変更します」という吹き出しが出ています。これにつきましては公園内に歩道状の園路を二メートル以上確保することが可能となりましたので、実質十二メートルの幅員が確保されるということになりましたので、今回東側の部分の計画道路幅員を変更するというところでございます。なお、学校南側の道路につきましては、予定通り新宿西戸山中学校の建設にあわせまして拡幅整備をしたいというのが変更の内容でございます。

これまでの経緯でございますが、平成十八年から十九年にかけまして、西戸山地区中学校統合協議会と話し合っておりまして。そういうこともありまして、六月二十二日には原案の説明会、それから六月二十五日から七月十七日まで原案を公告縦

覧いたしました。意見書の提出も求めてまいりました。意見書といたしましては一名、一通、これは町会なんです。西戸山中学校及び西戸山小学校南側の区画街路についても幅員を十メートルに変更してほしいと、要するに西戸山中学校の南側の道路につきましても十二から十に変更してほしいというような意見書が一通来りました。

これにつきましては、東側につきましては西戸山公園の側に歩道状の園路を確保できるという見通しがつきましたので変更するものでございますが、南側は現地を見ますと野球場になっておりまして、かなりの段差ができておりまして、なかなか二メートルの道路幅員を確保することは難しい。それで計画当初でございますが、西戸山中学校の側に二メートルというような計画線が入っておりますので、なかなか代替案がとれない。東側の区画街路を十二から十にするところについては、園路が整備できるという理由で変更するというところでございます。

今後の予定でございますが、本日は都市計画審議会に御報告をして、それからこの原案を区の家として決定をして、東京都の知事同意をいただき、それから都市計画法第十七条の縦覧を行って、それで次回の都市計画審議会に御審議をして決定していただきたいというようなことを考えているということでございます。

これは参考でございますが、この話と西戸山中学校の統合協議会とは深い関係がございますので、昨年度より協議を進めてきまして、今回の変更につきましては、おおむねの合意を得て、何回かの話し合いの中でやむを得ないというような合意を得ているというところでございます。なかなか難しい問題でございます。

ますが、このように区としては行いたいということで、今回御報告するということでございます。

以上でございます。

戸沼会長 御質問は何かありますか。

はい、どうぞ。

小野委員 この問題について地元から要望書が上がってきて始めているんですけども、その皆さんの御意見というのは聴取した上でこれをおつくりになったんですか。

戸沼会長 はい、どうぞ。

折戸地区計画課長 この西戸山中学校が新しい統合の学校になるということになってございまして、そうなってくると地区計画としては、決定されていることなんですけれども、地区計画のとおりになると学校側の校庭が減ってしまうということがございまして、当初から統合協議会としては、せつかく新しい学校になるのに校庭が狭くなるというのはいかがかというようなことだったと。ただ、都市計画としても既に決定しているものでありますし、区決定でありますし、区としては、当初は建て替えに合わせて道路幅員を上げるといふようなことで話していたのです。ただその時には確かにこの学校を統合校として指定するということはなかったわけございまして、地元としてはそういう状況の変化もあるではないかというような話もありました。百人町三・四丁目地区の地区計画の本来の趣旨でありますとか、全体の計画に照らせば、計画が決定すればあとは建て替えに合わせて皆様にも御協力をいただいているということもありませんので、順に下がってほしいということでしたが、統合協議会としてはそうは言ってもということ、PTAのお母

さん方を始め、何とかならないのですかというような話も何回かいただきました。

そういう中で、区といたしましては、都市計画としての整合性も図りながら地元にも対応できないかということ、ぎりぎりの選択ということ、一部変更というようなお話にして今回御提案しているということ、ございまして、今回は経過の御報告でございまして、次回こういうことを踏まえて都市計画手続に入っていきたいということ、ございまして。

戸沼会長 次回ですね。

何か御質問、あるいはこういう資料が欲しいとか。

はい、どうぞ。

石川委員 さつきみどりの話が出たので、これは公園の方に園路を二メートル以上、歩道状の園路ということと、ちょっとその公園の内容はわからないんですけども、それで木がばっさり切られるとか、そういうことはないんですか。

折戸地区計画課長 今の石川委員の御質問でございまして、これからの予定ですが、平成二十二年度に西戸山公園の園路整備ということで行いたいという区としての考え方を持っております。現在のところ木がないわけではなくて、公衆トイレがあったり、木が何本かここにあることは事実でございまして、それを具体的にどういふふうな園路として整備していくかということについては、環境土木部の方とよく話し合いながら進めていきたいと考えております。

戸沼会長 御配慮いただきしたいと思います。

はい、どうぞ。

近藤委員 これはそもそも学校統廃合計画との関連で話とし

ては出てきていると思うんです。私もこの間の経過ということ
で資料を地域の方からいただいたんですけれども、そもそもこ
の学校、今度統廃合で二校が中学校として一校になるわけだ
けれども、中学校の中でも十一校中十番目に小さい校地なん
です。そもそも小さくて、運動会とかは自分の敷地ではでき
ない学校なんです。それなのに計画道路上で、建て替える
時には二メートルバツクしなければいけないということで、
相当、当該校の保護者も教職員も子供たちも本当に困っている
というか、そういうものではあつたんです。

この統廃合計画が急にきて、今、急ピッチで進んでいるん
ですけれども、ここで言う一部は変更するけれども、残りの部
分については、学校側に下がってもらうということは変えな
いというふうなお話になっているんですが、私はこの一部を
変えるつもりでいるならば、やっぱりこちらの方の皆さん
がせめてこの部分は変えないでほしいと、学校側の敷地を
減らさないでほしいと言っている部分についても、本来計
画上立て直してやっていかないと、本当に将来に悔い
を残す計画になってしまうんじゃないのかなというふう
に思うんです。

中学校といえば本当に運動をたくさんしたい時期です
し、私も中学の子供がいる親の一人ですけれども、やはり
そこは慎重にやっていくべきところで、おおむね合意を
いただいているということですから、保護者も年々変わ
ってきていることですから、本当にそれでよかつたのか
ということは絶対言われる中身にならぬと思うので、
本来、再度計画を変更し直すべき中身でないのか
なと。これからこういう縦覧をするということであれば、
もう一回戻って、最初のところはちょっとやり直して、
全体の流

れを組み立て直してもらいたいというのが率直な意見
なんです。

戸沼会長 御意見ですが、二メートルの攻防で、
痛み分けみたい、公園側も少し園路で痛みがあると。
公園そのものを学校は使えないものですか。

近藤委員 いや、使っているんですけれども。

石川委員 すみません、私はこれの全体の計画はよく
わからないんですけども、何か妙ですね。蚕糸の森公園
のように大きな公園があつて、それで小学校と公園を
一緒に使っているよ、山公園と一緒に計画すればいい
と思うのですが。

近藤委員 がけ地なんです。

石川委員 がけ地なんですか。

近藤委員 高低差が三メートルぐらいあります。

戸沼会長 これはちょっと具体的な情報の場合によ
っては出してもらって。

では、報告事項ということで、御要望ということで、
わかつた段階のプランがわかればまた御説明して
もらうということですが、いかがですか。

石川委員 これは資料を出していただかないと、
段差があるとかないとかというのは、やはり
わからないから。

戸沼会長 どうぞ。

中川委員 これは前もここに出てきていて、私が
申し上げたのは、区画街路を右に曲がるというの
をやめて、まっすぐでん突きで補助第七十四号
線までくっつけたらどうかという話をし
て、その時には、小学校と中学校の建物の
統合、今は中学校の

統合なんですからけれども、それを合築させるような改築指針とかということのもとないとこれはとてもできない話で、ただ恐らく西戸山中学校のところにしても、来年の四月からはもう一本化していくという形での時間的な制約があるのかわからないのか、それでこの横にある西戸山第二というものをやめてここに建て直される、そのスケジュールとの関係なんだろうなと。前の区画整備の設計をやったところですので、そのときの設計思想というものと、今度この道を入れるということは、前の区画整備の設計思想を外すようなものですので、そこら辺を一体どう考えるのかというようなこともこの地区はちよつとあるなというふうに思っております。

戸沼会長 具体的なプランの説明の資料があれば出していただいてちよつと議論すると。できてなければ、ここまででははっきりしていますよというのがあったらということでしょうか。きょうは二時間半、ちよつと三十分ばかり伸びて申しわけありませんでしたが、これでよろしいですか。ほかに議論がなければ。事務局で何か報告事項があれば。何かありますか。次の日程とか。

野澤都市計画係主査 それでは、次回の日程等を含めて御報告をさせていただきたいと思えます。

まず、本日の議事録でございますが、個人情報に当たる部分は除きましてホームページで公開をしたいというふうに考えております。どうぞよろしく願います。

それから、次回の開催でございますが、十一月の第二週、十一月五日の月曜日を予定しております。よろしく願います。事前に開催通知を送付させていただきますので、どうぞ

よろしく願います。

以上でございます。

戸沼会長 はい、どうぞ。

近藤委員 先ほど報告から審議事項になった件につきまして、資料を改めて委員の私たちにもわかるものを配っていただく。もし会長を含めてつけ加える……。

戸沼会長 もう任せていただくとということにさせていただきますないと、時間的に無理なので……。

近藤委員 案文はいいんです。

戸沼会長 資料ですか。

近藤委員 ええ。要するにどこの部所になるのかと……。

中川委員 新宿区内でここにかかるという、その図面一枚でも……。

戸沼会長 それは送っていただいて、資料請求をさせていただくと。

近藤委員 ぜひお願いしたいと。

永島都市計画部長 事後になりますけれども……。

近藤委員 ええ、それは、はい。

戸沼会長 あと、事務局いいですか。

それでは、長いことどうもありがとうございました。

午後四時三十二分閉会